

監獄協會雜誌

第貳拾九卷
第八號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾九卷第七號)(大正五年七月二十日發行每月一回二十日發行)
明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
明治二十七年五月刊別本一月一回二十日發行
(大正五年七月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十九卷第八號目次

○論 說	(一頁)	○雜 纂	(六三頁)
○自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず		○死亡率と命數豫測	○貧民の生活費
(附)刑餘者に對する刑事政策論(免囚保護制度論)		○於ける恩赦	○救貧防貧制度
檢事 原 夫次郎			
○講 演	(二二頁)	○通 信	(六五頁)
○坪井典獄の「賞遇の徹底」を讀て		○保護講習會の一日	
典獄 關 省 策		○廣島監獄三次分監選佛式概況	
○所 感	(三〇頁)	○前橋監獄職員同盟會の夏期講習會	
男爵 福島 安正			
○資 料	(三三頁)	○保 護	(七〇頁)
○死刑囚の哀訴		○大分縣保護會評議員會の概況	
三 角 生		○筑後免囚保護會近況	
○譚 叢	(三三頁)	○神奈川縣佛教慈德會講習會	
○銷夏漫錄			
甲 突 生		○彙 報	(七三頁)
○十有三年		○叙 任	(七六頁)
北 島 良 吉		○會 報	(七七頁)
○東風の陵夷と司獄官の操持		○監獄協會々報	
櫻 井 革 聲		○監獄官練習所修業證書授與式	
○新談舊話	(四〇頁)	○贈與金	
○不良青年		○監獄會々報	
天網恢々		○輔成會々報	
夏期閑談		○北島主事の出張	
法 聲 散 史		○其後の加盟保護會	
○統 計	(四五頁)	○保護會の移轉及	
○大正五年六月中入出監月未在監人員表外三表			
○寄 書	(五三頁)		
○英國獄制の美點			
宇 南 生 譯			
○獄務雜感斷片			
甲 斐 竹 庵			
○監獄衛生雜感			
石 崎 貧 樂 生			

監獄協會雜誌第二十九卷第八號

論

三論 說

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず

(附) 刑餘者に對する刑事政策論(免囚保護制度論)

佛國法學博士 原 夫次郎

夫次郎

(佛國「ラ、セイヌ」縣免囚勞役保護會々況續)

然るに右款待の勞役制度に於て吾人の勞役場事業は斯界に於て最も重要視せらるゝ夫の巴里に於ける同事業團體の特別委員たる評議員會の出現に依りて其

說

(一)

一千九百十年	六五三人	六四三人	一四五人	九〇人	一四人	九一、五六 三二、七三一 仙
--------	------	------	------	-----	-----	----------------------

尙ほ一千九百十年に於て扶助の合計日數は五萬三千五百八十三日にして其一日の扶助費は一人毎に一法二十五仙(日本貨)なりとす而して同年に於ける各收容者より徴收したる一日の收容費は平均八十八仙(日本貨)宛なりしを以て差引同年間に於ける勞役場の被收容者各自に對する毎日の負擔額は四十仙(日本貨)なりとす

二、本會々則

(イ) 本會の目的及び構成

第一條 「ラ、セイヌ」縣の爲め免囚勞役場の名の下に其所定の方法に於て左記の者に對し勞役に依る救助を確保する目的を以て本會を設立したり

一、警察署より地方裁判所小檢事局 *Petit-parquet* (小檢事局は主として輕微に送致せられたる被告人にして寛仁の列に加ふ可きものとして裁判せらる可き者

二、「ラ、セイヌ」縣の監獄に未決拘留中保釋出獄を許されたる者

本會の存續期間は無期とす

本會は之を「ラ、セイヌ」縣下「チエー」町に置く(5 rue de choisy)

第二條 本會は維持會員及び慈惠會員を以て組織す

維持會員たらんとする者は左の條件を具備することを要す

一、會員二名以上の紹介ありて本會評議員會の承認を経たること

二、少くも毎年二十法宛の會費を本會に納むること但其會費は少くも一時に二百法を前納して其餘の會費納入を免脱せらるゝことを得可し

慈惠會員たらんとする者は左の條件を具備することを要す

一、會員二名の紹介ありて本會評議員會の承認を経たること

二、少くも毎年五法宛の會費を本會に納むること

第三條 本會々員の資格は左の事由に依りて消滅す

一、退會

二、會員の申告に因り本會評議員會に於て重大なる事由と認め除名を宣言したるとき若くは本會評議員會の申告に因り本會總會に於て除名を議決したるとき

(ロ) 本會々務

第四條 本會々務は總會に於て選出せられたる三年の任期ある三十名の評議員に依りて組織せられたる評議員會に於て處理せらる

若し評議員中に欠員を生じたるときは評議員會は之れが補充を爲すことを得可し但最近の總會に於て其承認を経ることを要す

評議員會は其任期満了と俱に全部更新せらる可し但し評議員に再選せらるゝことを妨けず

評議員會は本會事務局を構成する爲め其會員中より左の役員を選任し其任期を三年とす

會長

一名

副會長

三名

書記

三名

主計

一名

副主計

一名

論

第五條 評議員會は少くも三ヶ月毎に會長の召集若くは四分の一に相當する評議員の請求に依りて開催す但評議員十一名以上の出席あるにあらざれば正當の評決を爲すを得ず

評議員會開催の毎回議事録を作成し會長及び一名の書記之に署名す

第六條 評議員及び本會事務局の任務は總て無報酬とす

第七條 本會々員の總會は毎年一月中評議員會の召集若くは全會員四分の一に相當する會員の請求に因りて之を開催す

總會の議事日程は評議員會に於て之を定む

總會は本會の財政及び會務の狀況に就き評議員會の報告を聴取し前年度の會計を検査し次年度の豫算を議決し議事日程に基き上程したる事項を論議し評議員の議員を選任す

總會に於ける會員の議決權は代理委任に依りて之を行使することを得可し但一名の會員にして五名以上の議決權を代表することを得ず
毎年の報告及び會計は總て各會員に配布せらるゝものとす

說

第八條 本會の支出は會長名義の支拂命令書に依りて之を爲す

本會の裁判上及び裁判外の行爲は會長之を代表す

第九條 本會の目的遂行に必要な物品の買入交換及び不動産の譲渡九年以上に亘る可き不動産の抵當權設定、基本財産の譲與及び負債等に關する評議員會の評決は本會總會の承認を経るにあらざれば其効力を有せず

第十條 贈與及び遺贈の承認に關する評議員會の評決は民法第九百十條及び一千九百一一年二月四日の法律第五條第七條等に豫見したる條件に則り行政上の允許を経るにあらすんば其効力を生ぜず

本會基本財産の譲與に關する本會總會の議決は政府の允許を経るにあらすんば其効力を生ぜず

第十一條 本會勞役場の最高管理權は評議員會の委任に依り所謂管理委員會なる特別の委員會に依りて攝行せしむ但同場直接の管理は同場長の名義を付したる有給の理事者に依りて之を行はしむるものとす而して此場長の任命黜陟の權限は總て本會評議員會に屬す

第十二條 保存財産左の如し

一、慈惠金

二、本會財産より生したる収入の少くも十分の一

三、本會々費の前納の一時拂金

四、直ちに使用するにあらすんば認許せられざりし寄附金より生したる収入

第十三條 本會基本財産は國庫の記名公債若くは收益の最少限度に就き國家の保障ある鐵道株の記名株券に換ふ但本會の目的に副ふ必要ある場合に於ては其財産を不動産の買収に使用することを得可し

第十四條 本會の毎年の所得左の如し

一、本會會員の入會金及び會費金

二、政府の補助金

三、直ちに使用を認許せられたる寄附金の利息並に若し所屬官憲の認可を得て特別名義の下に創設せられたる財源

四、本會財産より生ずる收入

五、本會に於て被扶助者の勞役より生じたる賃金中次項の本會收入金を控除したる殘餘に就き本會が被扶助者の爲めに受領し置く部分の金員本會被扶助者の受領す可き賃金の内勞役場に於ける住居、食費、被服料及び扶助料に對する本會の分配を受く可き金員

本會勞役場に於て被扶助者に依りて儲けられたる賃金の内右本會の分配を受く可き金員を控除したる其餘の金員は被扶助者の爲め總て本會に貯蓄して後日同人か本會を退去する際同人の資財として同人に交付するものとす。本號第二項の本會に分配を受くべき金員は一般に被扶助者か本會勞役場に於て勞役したる賃銀の十分の六にして若し其賃銀が増加したる場合と雖も其分配金は一日一法を増加するを得す

(三) 會則の改正及び解散

第十五條 本會々則は本會評議員會の提案あるか若くは本會維持會員總數の十分の一に當る會員より開會前少くも一ヶ月前本會事務局に提案したるときに

あらざれば之れが改正を爲すことを得す

前項の事由に因り特別に召集せられたる本會の特別總會は出席會員の三分の二以上の多數決に依るにあらずんば本會々則を改正することを得す但此特別總會は少くも總會員の四分の一以上の出席會員を以て構成することを得す

第十六條 本會解散を議決せんか爲め召集せられたる本會總會は少くも總會員の過半数の出席あることを要す

若し其要件に達せざるときは本會總會は十五日の期間を経て後再び召集せらる可し而して此再召集の場合に在りては縱令出席會員の數右定數に満たざる場合と雖も有効に其票決を爲し得可し

右何れの場合と雖も本會解散の議決は出席會員の三分の二以上の多數決に據らざる可からず

第十七條 本會が適法且つ任意の解散又は裁判所の宣言に因り若くは法令の公布に因る解散の場合に本會の建設か公用認可を経たる場合なりせば本會總會は本會の財産を清算せしむる爲め一名若くは數名の清算委員を選任す可し於

此乎同清算人は本會の殘務を同種の一若くは數多の公共團體に配分す

本條の議決事項は之を内務大臣に報告す可し

(ホ) 本會内部の監督及び其細則

第十九條 本會々長は總て本會々務に關する偶發の事項に就き三ヶ月内に警視廳に報告を爲す可し

本會々長は本會の收支決算の書類は散逸することなく總て所轄縣知事の請求ある毎に之を提出するの義務を負ひ且つ本會々務の報告書及び本會の豫算は毎年之を所轄縣知事及び内務大臣に呈出するの義務を負ふ

第二十條 内務大臣は其部下をして本會附屬勞役場を巡視し且つ本會々務の状況を監査するの權利を有す

第二十一條 本會々則の施行を保障せんか爲め其規定の範圍内に於て本會評議員會の立案に係りし本會總會の允許を経たる本會々則の施行細則を制定する

ことを得可し(勞務保護會々則終四)

三 一千九百十年に開催せられたる本會定時總會概観

往年予が滯歐中一千九百十一年一月二十七日午後五時本會定時總會を巴里裁判所内に開催せしを以て予は時の檢事總長「サル」氏(M. Sarrot)の紹介に因り親しく同會に臨み具さに其議事を傍聽することを得たりしが當日同總會は本會評議員會長たる大審院判事「レオン・ビュロ」氏(M. Léon Buloz)議長の下に開會せられたり議長席の兩側には「ラ・セイヌ」府會副議長「セレスト」氏(M. Chérest)本會副會長たる巴里市會議員「ドヴィニユ」氏(M. Deville)巴里地方裁判所長「ディテ」氏(M. Dite)本會附屬勞役場指揮委員長たる控訴院判事「ルイ・アンドレ」氏(M. Louis André)商工務大臣「デュペイ」氏(M. Dupuy)代理同大臣秘書官「ガルゾウスキー」氏(M. Galewski)等居並び著席しありて議長は直ちに開會を宣し且つ當日出席す可かりし司法大臣「テオドル・ジラル」氏(M. Théodore Girard)農務大臣「レイノー」氏(M. Raynaud)「サイヌ」府會議長「ガット」氏(M. Gatti)巴里市會議員「ネオポール・ラン」氏(M. Leopold Bellant)巴里選出代議士「シムン・デブラ」氏(M. Georges Desplas)巴里市會議員「デヴァル・アルヌー」氏(M. Duval-Arnould)

同「フリキス・ルーセル」氏(M. Felix Rousset)大審院判事「フリキス・ヴァザン」氏(M. Felix Vorsin)巴里控訴院部長「ヒール・フォリシモン」氏(M. Emile Forchon)巴里控訴院檢察長「ヴィクトル・ファープル」氏(M. Victor Falre)巴里地方裁判所檢察正「モニエ」氏(M. Monier)大審院判事「ポチエ」氏(M. Potter)巴里控訴院部長「ビドル・ド・リスル」氏(M. Bidaute de l'isle)警視廳主事「ローラン」氏(M. Laurent)巴里控訴院所屬辯護士會長「ビュッソン・ビヨール」氏(M. Bussan Billault)等の何れも支障の爲め不參の告知ありしを遺憾とする旨を告げて會議に移るに及んで最初先づ書記をして其接受したる「ラ・セイヌ」府會議長「ガリ」氏(M. Galli)其他の文書上の意見を朗讀せしめ次で本會々務の情勢及び管理に關する本會理事「ルイ・ダグーリ」氏(M. Louis Dagouly)の報告演説及び本會の財政狀態に就き本會司計「デュル・バクトン」氏(M. Jules pacton)氏の報告演説あり會員各自も亦交互に其意見を開陳する所ありしか後本會々長「レオン・デュロ」氏(M. Leon Burle)本會の既往及び將來に互つて其意見を開陳する所あり本會副議長「シユレスト」氏(M. Charest)之れに答ふる所ありて茲に論議を打切り本會役員の選出に移り閉會を告げたるは同日午後九時過なりき今其概況を紹介するに當りてや須らく繁

を避け左に二三其主なるものゝみを摘録するに止めんとす (未完)

坪井典獄の賞遇の徹底を讀て

典獄 關 省 策

稻田戦く胡地吹く風生暖く馬鈴薯の花一眸千里勞囚の秋の豊りを樂む今日此頃雜誌第十七號は給仕に依りて机上に投せられぬ何は措き開卷通覽するに賞遇の徹底てふ論説が妙に僕の頭腦を刺激したのである再讀又三讀するに是は僕等の先輩として畏敬すへき僚友坪井君が第十六回監獄統計表に於て得られたる所感に依り法の求めつゝある賞遇なるものを解説し現時執行せられつゝある賞遇の不徹底を慨せられ少くも表掲の監獄は有賞表者の割合に假出獄者か尠なく賞遇者の殘留數の多きは賞遇の濫行ではあるまいか宜しく趣旨の徹底を切望せらるゝとの御論旨と拜せられたか後進の僕等としては誠に慚愧且感謝に堪へぬ次第である賞遇の論理的解説は黃口淺學の僕等徒輩の柄でないから其向の僚友

に譲るとして、敢て容喙は御遠慮申し、只實際上より得たる状態を御参考までに供したひと思ふのみである。

賞遇と假出獄との密接の關係あるは勿論である、併し賞遇者必ずしも假出獄者たらざるへからずとの斷定は如何のものであらふか假出獄詮議の前提としては、内因的關係在監中の状態もあり、又外因的關係假出獄の状態も併せて考慮し、而して内外兩面の關係佳良なる状態を得て、初めて上詮議の緒を得るのであつて、内因的關係の優良なるもの(即賞遇者の如き)必しも外因的關係も亦良好なりとは言ひ得られまいと思ふ、故に絶対に内外關係の一致すべきものなりとの斷定は遺憾ながら信じないのである、果して是が事實とし又眞理とすれば、君が所謂然るに賞表を有し特に二個若くは三個を有するものにして、尙假出獄する能はざるものあるは、賞遇の意義を誤り、賞すべからざるものを賞したるものと斷定するを得べし、と極言せられたのは少しく過酷ではあるまいか、又法が三階級を設けられたる意義を没する嫌はあるまいか、所謂二個若くは三個を有するもの、殘留するは、内因的關係もあるが、多くは外因的關係の佳良點を現出し得ざるにあるので、殊に長刑期

特種監獄に於て又特に北海道所在樺戸監獄の如き其類の多き實況であるのは止むを得ないのである、以下概括ではあるが、其實狀を示すに、

内因的關係として重なるものは

(イ) 期間

今日では數次の恩赦に浴し減刑せられ居るのであるが、今假に刑期十二年のものとするれば、少くも三年乃至四年の間觀察の結果、初めて賞表一個を附すべく實例である、併し其犯情、犯數其他の情狀により特別的懲戒としても亦一般的豫防としても、早や既に法定期間を過ぎたればとて、直ちに詮議に及ぶは、時宜を得た措置とは信じられないのであるし、從て二個若くは三個を賞せざるを得ざるは、彼が優良點を長く持續せしむべく、又益堅固ならしむべく、而して他因誘道の策たらしむべく、法の運用上當然の現象と思ひのである。

(ロ) 共犯關係

既に行狀點に於て善惡懸隔あるものは敢て顧慮するの必要もあるまいが、同一在監者に於て兩者餘り伯仲のないものゝ如きは、個人的觀察の上に於て個

々に詮議するの反て良なる場合がないでもないが、又此先一年乃至數年他の一方に對し特に誘導啓發に努めて遣り、兩者の畧は有資格を得し曉、共に爲すのが出獄後の結果が良なる様であり、隨て其間他に對しては、増賞の必要も自然生じて來る譯でもあり是か治獄の妙と思のである、

外因的關係として重なるものは

(イ) 引受機關

詮議條件中引受機關を得るのが、最も困難事中の困難を感ずる事項で、多くは本土及九州の遠き端より團隊輸送收禁する監獄に於て殊に然りである、拘禁年序の久しき、海陸遠隔の甚しき、幸に親族故舊のあるあるも、近接の機の乏しいのみでなく、時に離散荒亡の變遷に遭ふものが多ひのである、又設令引受者ありとするも、地方の感情上其地、送還せしめ難き事情あるものもあるし、幸に保護機關若くは村長寺院等の直接間接の快諾あれば兎も角、否らされば、空しく内因的條件は具備するとするも、今日の社會狀態としては、如何とも至難の事である

(ロ) 歸費

第二の困難事は此歸費問題である、直接にもせよ又間接にもせよ、曲りなりにも引受機關を得たとしても、遠き故郷の空に歸着せしむるには、夫れ相應の旅費等は免れぬ次第であつて、又補助給與の途はありとするも、限りある豫算の上に支出困難の狀況であるのは止むを得ない次第で、自然相當の作業賞與金畜積の期を俟たねばならぬ、此間更に増賞の必要も起りて來る、是も所遇上又治獄上止むを得ないことと思ふのである

右に概述した事柄は、別に新規のものでもなく、皆僚友諸君の詮議上湧て來る當面問題である、併し兎も角内外兩關係が具わらなければ、事實上賞表者の滯獄するは避くべからざる現象であつて、是が即ち賞遇の意義を誤り、賞すべからざるものを、賞したるものとの斷定は實際上不可能事ではあるまいか、尤も君が立論より推せば或は外因的關係まで完備して、茲に初めて賞遇すべきものであるとの、解釋であるなれば、是は法理論に近いから僕の柄から敢て言わないことにする、又君は政畧的執行が今猶あるかの様に教へられたか、舊々法若くは舊法時代の幾昔の夢

を再び思ひ出の種とするのは今更好まないのみならず聖代の今日、彼は云爲するのは避けたいのである

如上彼是述べたのは、君が所謂北海道所在三監獄、小菅三池等の長期囚を拘禁する監獄に於て著しく賞表を有するものゝ多きは、多少趣を異にする處あるべし」と云ふた點を僕は或は不知不識の間に敷衍した譯になつたかも知れないし、又或は彼の老巧の武藝者が所謂誘ひの隙に、飛て火に入る夏の虫となつたかも知れぬのである、何れにしても僕は甘じて教を乞ふのである、尙君が三省の言として、監獄にて善なるものは、社會に惡るく、社會に善なるものは監獄に惡るしと或は然らむ、僕は彼の「惡に強なるもの亦善にも強者なり」との言も強ち價値のない言てもあるまいと思ふ、時恰も閉監後、北斗燦として涼風徐ろに、水田の誘蛾燈、點々明滅するを眺め此稿を草しぬ、無言多謝（七月三十一日稿）

講

演

所

感

（承第二十九卷
第七號）

陸軍大將男爵 福島 安 正 君

所がそれに反對の例を一つ御話すると、是は最も慎まなければならぬことである、是もよく私は御話をするのであるが、茲に一つの盆栽がある、此盆栽に植えられてある木は是は五十年経つたものである、六十年経つたものであると云つて非常なる趣味を以て珍重する人がある、それも結構なことである、けれども其趣味を有つて居る人から言はれたことがある、唯此盆栽を五十年経つたものだ六十年経つたものだ云ふ年數のみで見ると云ふものではない、年數のみを以て見ると餘り愉快に見えぬのであるが、人の身體を縮小して見よ、此木が六十年経つて居る、それに對して自分の身體を豆人形位に小さくする、一寸位のものであると云ふ假想を以て此木の下に居つて見よ、さうすると此木と云ふものは益々雄大に見える、夏の暑い時分に此木の下に腰を掛けて居つたならば噓涼しいであらう、斯う

云ふ木の下に別荘でも造つたならば定めし愉快であらうと云ふやうな感じが起つて來ると云ふのである、けれども初めに私の御話したのは成るべく大きなものを箱庭の如く小さなものに見て、雄大なる氣象を養つて掛らにやならぬと云ふ今日には是は困るのである、六尺の身體を無理に一寸足らずのものに見て樂まなければならぬと云ふのでは困る、此の方が進んで來ると云ふと不味いものが美味く食へると云ふ反對に、非常に美味いものが非常に不味くなつて來る、盆栽などに趣味を有つて來ると僅に五十坪か百坪と云ふ庭へ持つて行つて色々なものを拵へたくなる、築山を拵へる、此邊に水があつたら宜からう、水の無い時分はどうするかと云ふと小砂利を持つて來て川の形に敷いて見たり、或は砂を持つて來て敷いて見たりする、サー川が出来た、橋が無ければならぬ、鮎が走つても壊はれるやうな小つぽけな橋を架けて樂んで居る、此樂みはどうかと云ふと自然に育つ所の五丈六丈もあると云ふ雄大な木ではいけないのである、矢張り盆栽に似たやうないぢけた木を彼方此方に植える、さうして之を樂むには冬ならば毛皮を敷く、毛皮を敷いたわけではない、其上に厚い蒲團を敷く、厚い蒲團を敷いて坐つて居つても足が痛い、踞坐ちくざをかいても足が痛い、前のひよろ／＼大名が持つて居たやうな脇息を持つて來て身體を支へなければ倒れさうになると云ふやうなことになる、それから食物はどうであるか、何を食つても美味くない、終ひには諸なり大根なり口へやれば直ぐ溶けるやうな

ものを食つて喜んで居る、自分が自分を病人のやうにして喜んで居ると云ふことになる、さう云ふことでは到底……今でもさうであるが、無論是より先きの更に大なる日本に對して活動しやうと云ふことは思ひも寄らぬことである、大きなものを小さく見えるやうに、不味いものを美味く食べ得られるやうにならなければならぬ、所が一般に輸入された所の食料の衛生法はどうであるか、是は甚だ心細い、牛乳が宜い、牛肉が宜い、君の顔は少し青いが肉類の需要が足らぬのであらう、もう少し生鶏卵でも食つたら宜からう、鶏肉でもやつたら宜からうと云ふやうになつて來る、無論是等のものも滋養にならぬことは必ずない、宜いには違ひないけれども、さう云ふ滋養品に依つて出來た所の健康體と云ふものは頗る薄弱なものである、頗る薄弱なものであるのみならず段々人間が臆病になつて來る、それは何であるかと云ふと今も御話した通り滿洲蒙古等に向つて我々が最も活動しなければならぬ、骨を埋むる到る處青山在りで、滿洲なり、支那なり、蒙古なり、南洋諸島なりに骨を埋めて、國家の爲に奮闘しやうと云ふ氣が起らぬのである、滿洲に行けば米が無い飯が食へないだらう、そんなことは當り前である、米が無ければ飯が食へない、併ながら他の物を食つて人間が生きて居るのである、蒙古に行けば野菜穀物が無いから健康に害がある、滿洲に行けば寒いから感冒かみを引く、南洋諸島に行けば暑いから熱が悪くなるであらう、さう云ふ考を直ぐ起す、今の所謂滋養と云ふものからして出來

た健康體を有つて居ること……、それが餘程擴つて居るのである、是も一つの大なる間違があるであらうと思ふ、露西亞の内地を歩いて見ると重なる食物は馬の食ふあの燕麥、あれを粉にして拵へた粘り氣のある眞黒な色の麵麴で、バターなどは附けて食はない、鹽を附けて食つて居る、獨逸の田舎に行くと主食が馬鈴薯である、スコットランドはオートミルと云ふ燕麥の粥である、此オートミルは日本の西洋料理で食ふミルクとか砂糖とか云ふ贅澤品は這入つて居らない、亞米利加の田舎では玉蜀黍を食ふ、それは一般に其國々の卑い程度のものが常食である、それを牛肉でなければならぬ、牛乳でなければならぬと云ふやうな衛生法が第一に盛んに這入つたと云ふものは、皆其國々の都の風を持つて來て、即ち巴里だとか、伯林だとか、倫敦だとか、或は紐育、華盛頓あたりに住んで居る人の食つて居るものを直ぐ持つて來たから大變なことになるて來る、我々の祖先は決して牛乳などを飲みはしない、牛肉も食ひはしない、それで陛下の御爲に盡して日本が今のやうに偉い國になつたのである、牛乳を飲まなければならぬ、牛肉を食はなければならぬと云ふやうなことは、是から先き人の居る處は何處へでも行かう、人の食ふ物は何でも食はうと云ふ、活動をする人間には不適當である、それで大きなものを小さく見るやうにして非常に精神を雄大にし、魂を鍊り身體を鍛へると云ふことになつて來ると云ふと麥飯の握飯が非常に美味くなつて來る、それで行かなければいかぬのであります。

講

演

色々話が斷れ／＼になるやうであるが、また少し時間があるから御話をします、歴史に於て諸君も御承知の通り、昔羅馬と云ふ國は非常な強國であつて、殆ど歐羅巴の當時國と言はれた國を全部併呑をして、亞弗利加の北海岸カルダゴを亡ぼしてからと云ふものは殆ど羅馬の占領に歸する、亞細亞の西の方まで有つて居つた、所が人民が泰平に慣れて傲慢をし油斷をするやうになつてしまつた、さうすると終ひには衣食住と肉體の歡樂と云ふものを人間最上の樂みにするやうになつてしまつた、さうすると此物は滋養になる、此物は滋養にならぬと云ふよりも、寧ろ得難い、珍らしい、金の餘計出る御馳走を一番偉いやうに思つて來る、どう／＼終ひには驚の舌を立派な御馳走に食ふやうになつて來た、それで一言で言へば羅馬は驚の舌を食ふやうになつて亡びた、斯う云ふ譯である、それから今の清朝と云ふものは長白山中から起つて四邊を併呑した、即ち僅に十萬の兵を以て明の十八省を併呑し、それから西の方は伊犁、新疆を併せて中央亞細亞まで其威力を及ぼしたと云ふやうな非常に偉いものであつた、其當時は何を食つて居つたか、高粱の粥を食ひ、それから砂の半分混つたやうな饅飴を食つて居つたに違ひない、所が一昨年の一月のことであつたが、支那に行つて天津で大變な御馳走になつた、丁度主客八十人、十人に一つづゝ圓いテーブルがあつて一つのテーブルに十人づゝ腰を掛ける、其御馳走は色々珍らしい物があつた、所が此位(形容)の皿に小さな鮑の羹附けたやうなものがある、一つ

のテーブルに一皿だから八つのテーブルに入皿、それが山のやうに盛つてある、それから味へて見た所が少し鮑とは違ふやうな味がする、初めは鮑と思つて、此寒い時、白河の河と云ふものはすつかり水で閉ぢて居る、然るに此小さな鮑を是だけ集めると云ふことに付ては或は支那の南方から取寄せるとかして、非常に手数の掛つたものに違ひないから珍らしいものだと思つて居つたのです、所が味が少し違ふのである、それから聞いて見ると羊の眼球である、羊の眼球を煮付けて、それを半分に切つた、丁度小さな鮑の大きさである、味はしこくして能く鮑に似て居るやうであつた、所が羊と云ふやつはどんな大きな羊でも眼球は二つしか無い、八つの皿に山のやうに盛るには何百頭かの羊を屠らなければならぬ、それが果してえらい滋養になるかと云ふと、さうではない、唯珍らしいだけである、それが刺身のつまに大根を細く切つたやうなものがあるですが、あんなものがある、何でもあらう、海月にしては色が白過ぎる、鯨の鬚でもあるまい、それから聞いて見ると羊の耳の軟骨だと云ふ、羊の耳は矢張り二つしか無い、それを八つの皿に盛ると云ふのは是はえらいものである、其中にまだ不思議なことがある、汁が一つ出て來た、中を見ると「はんべん」のやうなものがある、何だか一向分らない、もう二度もやり損つて居るから餘り聞くのも可笑しい、サー分らない、すると今度は向ふから問を掛けた、「是は何だと思ふ」、「何だか分らない、是は魚の肉を刻み合して拵たものであらう」、「イ

ヤさうぢやない、それは蟾蜍の腸だ」デ蟾蜍の腸をどうするかと云ふと、蟾蜍と云ふやつは寒くなると穴を掘つて寒い間には地の中に竦み込んで居る、二月でも三月でも四月でも地の中に潜り込んで居る間活きて居る爲に、穴を掘る前に自分の貯へを拵へる、それを小出しに食つて來年までの活計にする、それを引すり出して取る、それであるから此小さな「はんべん」の團子のやうなものがある、所で暖い處に居る蟾蜍だと云ふと穴の中に居る時期が短いから腹の中に貯へて居る物が少い、寒い處へ行くに従つて腹の中に貯へる物が多い、それであるから極く寒い處に行くとは是があるのである、支那でも吉林あたりの蟾蜍は腹に貯へて居る物の大きな物が得られると云ふことである、是も容易なことぢやない、此邊に蟾蜍が棲んで居ると云ふやうな處を掘つて見る、何も無ければそれ切り、三つ居るか四つ居るか掘つて見ねば分らぬ、居れば幸であるからそれを引すり出して腹を割いて取る、是も滋養になるのも何でもないのであつて、唯珍らしい、價が餘計掛ると云ふものである、それで高粱の粥を啜つて明の十八省を蹂躪した非常に偉い清朝が、三百年経たぬ中に蟾蜍の腹を食ふに至つて有耶無耶の間に國が亡びた、斯う云ふことになる、是は併し餘程面白い話である、それで日本の料理の有様はどうである、蟾蜍の腸ではないけれども珍らしい物を人が好くやうになつて、一般の人を病人扱ひにするやうになつて來た、さう思ふと云ふと今は焼鍋で冷酒を飲んで樂むと云ふやうなことは餘り

ないやうになつて来た、それから何處の料理屋でも私は酒を飲まぬものであるから一番樂みにして居つたのは口取りである、其口取りと云ふものは今は良いとか悪いとか言ふ者は餘り無い、其代り何かと云ふと諸の煮たのであれ、大根の煮たのであれ口に入れると直ぐ溶けるやうなものである、だから非常に寒い寒中に胡瓜もみを出すとか、茄子のしぎ焼を出すとか云ふもので、滋養になるのも何でもない、唯價の高い、珍しい物が宜いと云ふことになつて来て居る、是等は決して良いことではない、私はもうさう云ふものは大嫌ひである、それから諸君の如き極く少壯な銳氣を有つて居る人と云ふものはそんなものは見ることも嫌はれるだらうと思ふ、さうでなくてはならぬ、矢張り梅干の這入つた麥飯の結飯で十分に活動をして、それが今の寒中の胡瓜もみよりも美味く食へるやうになつて活動するやうでなければならぬと思ふ。それで歸する所一般の運命と云ふものは交通機關が便利になつて来て世界が小さくなつて來ると、如何なる方面にどのやうなことがあつても其影響と云ふものは必ず日本が受けなければならぬと云ふやうな有様になつて居るのである、之に對して日本に指一本も差させまい、それから主食と人口の關係よりして常に海外發展と云ふ考を以て海外に發展して國家の爲に十分に盡さう、人間の住んで居る處ならば何處にでも行かう、人間の食ふ物ならば何でも食はうと云ふことにならなければならぬ、さうするにはどうかと云へばしつかり魂を鍛へ鋼鐵の如き身體に

なり、雄大なる氣象を以て掛らなければならぬ、斯う云ふことになる、今まで御話をしたのは此諸點に止まるのである、そこで仕事をすれば出来る、又活動をすれば活動し得られる、赤いものを見れば赤いと言ひ、白いものを見れば白いと云ふ多數の人間を引受けて居られる諸君であるからして、其御指導に依つて其内からして大いに覺醒をして是からしつかりやつて見せやうと云ふ者が一人出来ても國家の爲め、二人出来ても國家の爲め、今のやうな形勢に於て一人でも有爲な、又十分活動する人間が必要であると云ふ今日であるからして、成るべく多數の人が今の中からして出るやうになることを切望して止まない次第であります、餘り長くなりますから是で御免を蒙ります。(完)

言葉に花咲くものは、心に必らず實なし
妄りに響くものは、必らず妄りにそしる
口に蜜を造るものは、心に必らず針あり

資料

死刑囚の哀訴

三角生譯

左に掲ぐるは雑誌「フオーラム」より轉載せしものにして同雑誌記者の緒言に曰く、

處刑問題特に殺人犯の處刑問題は近時思慮ある人士により慎重に論究せらるゝ所にして、近き將來に於ては益々盛んに研究せられんとする秋になり、シンシンの獄窓よりの哀訴を左に掲ぐ。吾人の首肯し得ぬ點もあれど照會の勞を取る價值ありと認む。

死の家より

シンシンの獄に在る三名の死刑囚より紐育州人に訴ふ。
シンシンの刑場に於て晨の露と消ゆべき運命を有せる下記三名の者が棺桶に片足を入れて茲に哀訴す。

此の北米共和國の一員たる諸君は我等が人を殺したりとて我等の生命を奪ふ權利ありや、人を殺したる者を更に殺したりとて何の益する所ありや。

我等の殺せし人々が我等の死によりて懲り得ば三人の中誰れか刑に甘んぜざる者ぞ、自ら犯せし罪の爲め悔恨、悲痛、羞辱の念は日夜我等の側を離れざりき。

我等は決して死を厭はず、そは我等の總ては何時か必らず一人の旅人すら歸りし試しなき神秘なる永劫の幕を潜らざる可からざればなり。

我等が今斯く哀訴するは死を逃れんが爲めに非ず。唯だ我等の耻づべき死によりて我等に親しき者、可愛らしき者共が悲痛、常惑に陥るを恐るゝが故なり。彼等は我等の不時の死を聞き悲歎に暮れん。想像し給へ、推察し給へ。

然して出来得べくば諸君、筆なり舌なりを以てアルバニーの諸君の代表者より要求し給へ、前世の遺物にして人道の耻辱といふべき死刑を法令より除去せんことを。

僅か數月前の事なりき、大統領は國籍を問はず總ての國民に向ひ、各自その寺院に到り法律の是認我等が破壊の理由は今日血を流して戦ひつゝある國民間のものと同じには非ざるか。故に我等は諸君の歐洲の殺戮の止まんことを祈願せしめたり。

君が我等の爲めに神に祈願を捧ぐるのみならず、合法的殺戮の廢止を要求されんことを祈る。

我等の處刑が將來の殺人犯を阻止し得る効ありと信せば、我等は喜んで社會のために一命を捧げん。即ち我等をして罪を犯さしむるに至りし原因を人性より拭ひ去り得べくば、我等は喜んで死すべし。

死刑に對する恐怖心が殺人者の刃を鈍らせしが如き場合を唯一つにても擧げ得る人ありや。殺人犯なる我等は斷じて斯かる場合なしと確信す。

殺人は主として二個の制し難き激情の結果なり。即ち常規を逸せる制し難き嫉妬及び憤怒にして、共に多く飲酒の影響を蒙れるものなり。此の二の情の強きこと常人をして一時狂人たらしむる程人の本性を傷くるものなり。此の飲酒による嫉妬と憤怒とこそは我等三人の醸せし悲劇の眞因なり。

若し之れが我等の最後の言葉なりとせば、我等は自身には何の益する所なくとも、路傍に倒れん兄弟を救はん爲めに斯く哀訴す。

最後に我等は諸君が死の蔭よりなす此歎願を無視し、我等を闇に葬らざらんことを祈る。

我等は神に對し大罪を犯せし者なり、而して我等の兄弟及び天帝の慈愛により罪の赦されんことを祈る。

(署名) Robert Kane. Oscar Vogt. Vincenzo Campanelli.

譚叢

◎銷夏漫錄

甲突

小説的巡閱奇聞

今を距る十五六年前の昔

浪花の地は大阪

なる。商工業の隆興類ひ稀なる殷賑の場所に起りたる、一大慘劇事犯こそありけり、世にも珍らしき大事件の、こゝで當時の世の騷きは、想像するだに一通にてあらざりし事が、知らるゝ程也。今掻いつまんで事の荒増を敘せん。

人の知る如く彼の地方に通稱チヨツキ船と云ふがありて、多く阪神の間を往き通ふ運送船に供ぜられてありけるが、そも其一艘が悪漢の目星に登りしものありしこそ運の盡きなれ。

一日親子二人の舟夫の操つる

チヨツ

キ船は、總荷を満載して今や神戸早瀬を離れんとする時、一人の若者は雇付來りて乞ひけるに、我こそは今大阪へ赴かんとして便乗を待ちつつありしに、頃しも今御身等の船の折好く出帆せられんことを見ては、是非一の御願止み難く、無理にも切なる我願何と波

取つては給はらずやとありければ、質朴なる愛憎深き親子の船頭、神ならぬ身の知る由もなければ、最も快く其乞を諾ひき、何ぞ知らんや此便乗の若者こそは年輩にも似合はぬ大膽、敵の兇賊、大倉徳次郎さんと呼べる惡漢にて、而かも三人共謀にて大慘殺事件の仕込まれたる、恐ろしき主犯者のそれならんとは、

斯くて主犯者たる彼はマンマと便乗に成功して既に謀界の一步を爲し遂げぬ、之を喜び祝する者は其共犯者ならで誰れとせせん、彼等は即ち別船を議して尾船せしにてありき、而して其何事の手筈なりしかは、艦から起りし事にて知られるなり。

あわれ目星のチヨツキ船は

またと遭ふ

潮のなき、神戸の港に一生の名残を留むるとは露知らず、摩耶威や須磨の浦風直帆受けて、順風の船脚矢の如く、浪鳴は波上を翔けりて後や先き、平和の海路恰かも畫中の舟の如く、殊に長閑き舟子の鼻歌うたふ聲の優しきを聽きては、左も親子の情の濃かなるを語る天然の音楽にも似て、鬼心を藏せる兇漢大倉が心情も争てか干々に砕けざるものやあるべき、莫逆あれ船は早や既に進みて天保山の沖へ近づく、今しも遠巡時を移さば大事は遂に去らんぞ、果ては仲間怨怒を買ふのみ、斯くてあるべきに非ずや、愚切て決行せば、彼は遂に立上らんとすれば、親子の優しき無邪氣の機子に勇氣挫けては腰落付けざるを得ざるこそ幾回なるを知らず、斯かる間に遙か彼邊に尾船せる仲間頗りに焦せりて氣を揉むに似たり、四邊

に船影なく頃こそよけれと勇氣を鼓して猛烈夜叉の如く立ち、隠くし持ちたる懐劍拔手も見せず、無残や先つ能取る子供の舟夫が胸部を刺しぬ、不意の毒刃何かは以てたまるべき、舟夫は只た虚空をつかんで堂さばかりに打倒れ其儘葬されとなりけり。

之を見たる親たる舟夫の驚きや如何

に 彼れは狂氣の如くなりて飛び懸り来るを兇漢は唯片頃に笑みてよくこそ御座んなれと云はぬ計に、思ふ儘に刺し貫ひて難なく茲に二人の親子を仕詰めけりぬ、此事終るや直ちに尾航せる共犯者を隠いて共に後の仕末を付けぬ、斯くて首尾能く船諸共積荷の繞てを強奪横領して、是より我物顔して大阪は安治川筋なる船着場へと乗り込みて巧みに買手を求め安々に賣り飛はすや否や共犯者は直ちに擧けられたるも、獨り主犯者たる兇賊大倉は分配金を手にして高飛を爲し、能くも其跡を晦ましぬ。

大罪を犯し 稍や時あつて後ち彼は廣島地方にて

て逐に擧けられ、審問の末判決を受けるに當り、月露面によれば犯時未丁年にして當然減等を受くべかりしが、身心の發育其他の事情を審案して彼は丁年以上の者と認定せられ、無期徒利を宣告せらるゝに至りぬ、大阪裁判所にては此事あるを知るや、更に本人を引致して最前の事件に向て審判を下すの要あるに際し、當時の裁判長其人は誰あらう、今の監獄局長谷田三郎氏

は即ち其人にてありき、(未完)

○十有三年

北島良吉

○素行調査

現代の刑事制度が常に豫期の成功を見る能はざるは、刑事法規及び犯罪防遏設備の不完全なるより寧ろ刑事法に規定せらるゝ犯罪の本人にして實際の處罰を免かるゝもの多きが故にあらざるが、とは近時刑事政策の見地より刑事探證論に重きを置ける學者の般に唱道するところなり、蓋犯罪の方法並に罪證の湮滅日を追て巧妙となるを以て其逮捕舉證共に困難を來し、爲めに法網を免かるゝもの枚擧に遑あらず從て探證の基礎を科學的に確立せしめ、一方は無辜を罰することなきと同時に他方に於ては一度び犯罪を爲さんか、必ずや檢擧せらるべく天網の疎なるも漏すことなきを覺知

せしむるに至らば犯罪の防遏其效を奏するや必せり、從て青眼的探證の批難の如きは根本に於て其跡を絶つに至るべし、茲に於てか自然の趨勢は刑罰論より探證論に移り證據の蒐集及び其選擇に付き深甚の注意を拂ふに至る而して彼の探證の前提たる犯罪の捜査に付ても近時努めて科學的研究に入るの傾向あるは喜ぶべきの現象なり蓋捜査の不備は其主因先入主豫斷に多く審理の不盡は事勿主義傳遞主義に胚胎すとは往々實際家の口にするところにして固より一顧の價なしとせず予は茲に捜査に付き證據にあらずして常に起訴の運命を左右せんとする被告の素行調査に付き少しく語らんとす

刑事訴訟記録中其内容多岐複雑にして僅に一葉の野紙を以て終了せるものを素行調査とす、該調査は監獄に於ける受刑者の身上票と同種のものなりと雖も身上票の如く精密確實ならず之れを對比するに殆ど霄壤の差あり是蓋し素行調査は作製の迅

速ならんことを欲するの極其調査粗畧に流れ其記載事項の如き往々想像の事實を以て充たさるゝ場合にあり則ち素行調査中被告人の嗜好、教育の程度、犯罪の動機隣佑との交際關係等を見るに、其嗜好の欄には酒、煙草賭博、教育の程度に付ては無教育又は尋常三年の程度、犯罪の動機は酒色に耽りし結果なりと記し、隣佑との關係に付ては近隣の指彈するところとなり交際者一人もなし、と云ふが如き記載を以て最も多しとす、左れとも此記載は多く事實に反す、予嘗て被告を訊問し其調査を讀み聞けたる後被告に署名せしむ、其事終て後素行調査を見るに其教育程度なる欄に無教育無筆の旨記載あるを以て被告を訊問せしに、實は尋常科四年を終りたるを以て勿論氏名を記し得るも、警察に於ける訊問苛重にして其聴取書に無理の點ありし爲め、氏名を書し得ざる旨答へたる爲め、他の取調なく直ちに無筆無教育と記載せられたるものなんと、又某被告の胸部の赤くして其

齒の黒かりし點より直ちに嗜好は酒と煙草なりと
 と即斷し被告が否認せるに拘はらず素行調書に此
 即斷を記載したる實例あり其齒の黒かりしは病的
 にして過度の喫煙の結果にはあらず飲酒家の多く
 は其胸部に赤色を帯ぶると雖も、其色あるものは
 常に好酒家なりと云ふを得ず右被告事件は放火罪
 なりし爲め勇氣を酒に藉り喫煙用の燐寸を以て放
 火せしものこの豫斷を固むるが爲め之れに當符め
 んとして警官若肉の策遂に此素行調書を爲すに至
 りたるものなりとか個は素より稀有の實例に過ぎ
 ずと雖も犯罪の動機及び隣佑との關係の如きに至
 りては全く一回の調査をも爲さず單に被告が衣食
 に窮し竊盜を爲せりと云ふが如き簡なる申立より
 直ちに犯罪の動機を酒色に耽りたる結果なりと爲
 し、又斯の如き被告なるを以て近隣之れを指彈す
 るならんこの推測より若くは近隣の風評の如き被
 害者の位置にある隣人の一語に聞て直ちに之れ
 を近隣一般の風評と爲せるが如き其調査や實に粗

し乙警察は性温良嘗て惡評を聞かず忠實に營業を
 勵み居れりこの報告を得たり洵に不安の極なりと
 す、故に被告の素行及び身上に關する事項の審査
 は獨り警察の報告に期待せず被告の原籍又は寄留
 地等の市町村長、青年團、其他の公共團に依頼し
 て之れが材料を蒐集し以て遺憾なきを期せりと
 某検事局の談なり予は此素行調書と監獄に於ける
 身分帳添付の身上票とを對照し精粗の差著しき
 を見、一方には身上票に付ても同一の注意を拂ふべ
 きものなることを思ひ茲に此言を爲すに至れり

吏風の陵夷と司獄官の操持

櫻井革聲

涼簾一過炎塵を洗ふの快味は吾人之を知る、然る
 に徳風世を吹いて良俗を化成し能はざるは獨り何
 ぞや、看よ社會の風潮は輕佻浮薄の一方に傾き利
 を思ふて義を説かず、名譽に飢へて節操の重きを

畧を極はむ、左れば家庭の關係、遺傳の有無の如
 き毫も取調ぶることなし、從て審理の進行に連
 れ被告の精神狀態を鑑定するの必要を生ずるに至
 る素行調書は事實に於て往々起訴の運命を左右す
 るもの其作製に付ては精密の調査を要し之れを受
 理せる場合には深甚の注意を拂はざるべからず、
 素行調書の沿革を按ずるに始めは被告を逮捕又は
 告發したる巡查に於て更に素行を捜査して調書を
 作製し之れを一件記録に添付し來りたるどころ、
 告發者の作る素行調書は其形式に於て可ならざる
 而已ならず先入主となるの弊ありて信を措き難し
 この理由の下に地方に於ては遂に各警察署長をし
 て其作製者たらしめたり、左れど素行捜査の任に
 當る者は依然として逮捕又は告發を爲せし巡查な
 り從て同一の事實に歸着すべしとは事情に通し居
 るもの、言なり、嘗て被告の素行に付き其原籍地
 及び寄留地の原警察署に對し各素行捜査を囑託せ
 るに甲警察は性憚惡素行不良にして盜癖ありと記

忘れ、南村は北邑を賣り、東家は西隣を欺き、以
 て怪しまさるの狀態なるを、而して如此傾向は社
 會の範範たるべき官公吏の間にも、着々浸漸して
 古に所謂廉潔骨鯁の風は今日の吏僚に之を檢索す
 るの至難なる觀なくんばあらず、嗚呼學識才能は
 以て庶政を裁理すべく、氣品性格は以て民衆の信
 頼を繋ぐべき國家の公職員にして、暮夜の收賄に
 不義の榮華を誇示し工人商賈等と結托して公財を
 竊取し、或は自己保管の官金を横領して私腹を富
 ますが如きの事實頃來頻々として吾人の耳朶に觸
 る、者あるは、深く慨息に勝へざる所なり、上來
 の所説に徴し吾人は我が司獄官の行藏如何を稽査
 するに、制度より來る事情と、統督より出づる一
 致とは常に些の緩弛を見ざるが如きも、悖徳無恥
 の腐腸兒は敢て斯間に其跡を絶たずして、或は監
 守せる財物を私奪横領するもの、或は被告人に恩
 を施す爲ねして其家族等より金品を騙取するもの
 等少なしとせざるなり、蓋し世の上位に立つもの

の躬を以て他を率ゆるは普通の通義なりと雖も、特に獄務管掌の徒に在ては其切なるを感せずんばあらざるなり、看すや幾多の刑囚は其眞悔者と未悔者とに論なく、共に方向を誤まり適從する所を暗索して息ます、故に之れが唯一の良師友として司獄官あるのみなるを、然らば罰監影闇らき邊り慰安の友となるは是れ何者ぞや、或は獨房懷ひ幽なる處能く啓誘の師となるは是れ將た何人ぞや、斯他病囚に對する愛憐の情、幼囚を遇する無限の慈德等、苟くも日々彼等に直接する者の言動舉止にして其宜しきを得るときは、所謂改過移善の動機を得せしむるに餘りあるも、其宜しきを失するや却て反感を招き自省矯回の道なきに至らしむるの處なしとせず、

於此乎他の官吏に比し司獄官の品位は深き修養と、高き徳性とに淵源して操持する所あり、以て彼等罪囚の儀標典範たるべき自覺あるを要するは

關に派及し一年其敗壞を大ならしめずんば止まざらんとするの實況あるは、吾人の翰を投して幾度か長大息する所たり、

譚

叢

(九三)

頃日吉野法學博士は「喜ぶべき教育界の新傾向」なる題下に以下記する所の如き數節あり曰く智育本位の害毒、學業成績にのみ重きを置くのは智育本位の明治教育の特徴であつた明治の初年から二十八年頃までの日本は云は、新興國であつて社會凡ての方面に渡つて新智識が必要であつた、人格とか體質とか云ふものは顧みて居る暇がない、何でも泰西の新智識を受け入れて新しく各種の事業をやつて行かねばならぬ、仍て學校さへ出れば相當な事業が彼等學生を待て居た、今のやうに學校出が多くて、職業の方が少ないと云ふやうなことはなかつた、人を求めるのではなくて新智識を求めるのである、學問さへあればその人の人格の如何を問はず何處でも歓迎した、かくの如く明治の教育は、社會の要求必然の結果

茲に更めて吾人の暇々を要せざる所なるべし、故に獄囚改善の大任を負ふ者は職務の内外を問はず、卑劣の思想陋劣の心事を持せざるは勿論苟くも失脚するときは感化上計量し能はざるの損傷あるを顧慮し、細心密察の工夫なかるべからず、

夫れ至誠達徳の士には倫理綱常の教何かあらん、將た公人として徳高く行純なる者には所謂官吏職務紀律等の設定を要せず、老聃言はずや大道廢れて仁義ありと、然り國家社會の進歩發達は又一方に悖德壞義の不祥なる象狀を醸して社會は實に其煩に堪へず、是れ古今の通患なり、而して官公吏等の成風慣俗たる維新中興以還茲半世紀間に於て亦幾多の變遷推移を有するが如きも、要は濫季頽廢の中に在りと雖も國政の重きに任じ、民命の休戚を司る者は、官等の大小を論せず、俸物の高卑を問はず、齊しく國家の官吏なり必らずや執法の嚴と、處務の正とを期せざるべからず、然れども陋風汚習の潮流は其浸濡する所、官公衛の凡有機

として智育一點張に傾いて居た學校が成績良好な學生にのみ注目し、學生が成績競争にのみ腐心したのもその結果である、

然るに明治の智育本位の教育は社會に對して如何なる効果を奏したかと云ふと、その功績は決して些くない、學術にあれば實業にあれば政治にあれば社會の凡ての方面に於て新進國たる日本をして泰西諸國と列を同じくするに至らしめたのである、

然しながらその功績の半面には又些からの弊害を伴はずには居なかつた、智識さへあればそれで好んだ、世の中は實力次第だと云つたやうな、考か官吏の間にも實業家の間にもその他政治家教育家凡ての職業の人々の内にあつた爲めに、道義と云ふものが殆んどなくなつて來たのである、

才能さへあれば品性などは如何でも好いと云ふ考の結果は、諸種の罪惡となつて現はれた、或は高位高官の人にして忘はしき醜聞を天下に流したり、高級軍人が收賄の罪を犯して居たり、その他

新談舊話

法聲散史

文武の官吏、或は銀行會社の重役と云つたやうなもの、品性に關する醜聞、金錢に關する罪惡は殆んど屈指に遑かないほどである、社會の上流階級に屬する人々の罪惡の多いこと日本程甚しい處は世界文明國の孰れにも見出し得ない云々

嗚呼曩には大聖至仁なる明治皇帝及び博愛慈善なる昭憲皇太后の御登遐に於ける、或は今上陛下の御即位に關する無前の鴻禧等之際會し、毎に八紘に遍被せる德澤仁風は實に人心を新にし、歸向を知らしめたるに於て孰れか復た疑ひを容るべき、而かも墮壞せる人心は猶ほ之を覺るなきにや頃者一般公職員若くは獄司等の犯行にして吾人の視聽を聳動する二三にして足らざるものあり、爲めに毛兄を煩はして聊か警告否な所思を吐露せるのみ豈それ他あらんや、(八月一日稿)

○不良青年、寸善尺魔の坊を神田と爲し百鬼夜行の街を本郷と呼びたるは予が寒措大として此界限を濶步せし小二世紀の昔なりき、今や文物燦然として美坊麗街殆ど昔日の跡を留めず、措大も亦コソコロ下駄に代ふるに護謄底の草履を以てし、白木綿は何時しか鼠縮緬の兵子帶と變り、衣は踵を沒して袖腕に至り過ぎ、雲耶山耶の豪傑影を潜めて吹けば飛ぶ今丹の類群を爲して横行す、物質的文明の普及は誤つて此一群の不良青年を生みしにはあらざるか、予好事にあらす其半面の文明を探らんと欲し此一群を逐ひ錦街に近き某の牛鋪に登る、時は去月の下旬午下正に六點なり、昔は熱烈法理を談して牛鍋の煮詰まるを知らず、口角沫を

飛ばして隣人の苦情を招くを常例としたりしが、

座敷の壁に星移りロースの鍋も物變り、又往時に於ける生風の談論を耳にせず、隣室に於ける彼の一群を凝視するに、其服裝は概ね伊勢崎銘仙又は越後上布にして、下れば派手な中形の單衣、豎縞の羽織を着するもあり、眞に是壯俳にあらざれば活辯の壘を摩するもの、其態や優柔不斷、只其帽に某校の徽章あるが故に纔に學生たるを認め得らるゝに過ぎず、其肉を呼び酒を呼び更に婢を呼んで嘯々するの狀正に是菟弱男子、墮落、誘惑、惡感化等の語は明かに此一團の鍋より煮出さるゝものと云ふを得べし、嗚呼半熟の肉を割るて衛生を談せる未來のドクトル、肘を扼して民刑の法理を論する大法律家、其快活と粗豪とは美なる學生の氣魄を小二世紀の前に語りしもの、今夫れ何れにある、文弱の進歩、教化の變遷俗習の推移、思ふて茲に至れば只痛歎長大息を禁する能はざるなり、今や不良少年感化の聲喧しく、其保護の研究

日に精を加へんとす、其幾分を不良青年の薰化に移す能はざるや、當路者は尙ほ銳利なる觀察を此不良青年の團衆に下さるべからず

○天網恢恢、明治四十二年五月予東都の法術に於

て詐欺賭博事件を豫審す、被告の家宅搜索を爲す

に日記帳あり、之れを閲するに四谷及び麴町に於

ける各刑事事巡查並に警部に贈賄のことを詳記せ

り、被告は是より先き早く既に逃走せしが日記は

唯一の證據となりて遂に十餘名の收賄者を出すに

至る、事件の真相を明かにし收賄者を處罰するに

付ては、殊に被告の逮捕を切要とせるを以て、所

謂天下に檄して其踪跡を搜りたりき、彼の日記が

累を多數の警官に及したる耳ならず尙ほ及ぼさん

とすとの點に於て警察の手を假りなば却て逮捕を

遅からしむべしとの一説もあり、或は其日記が多數の收賄犯人を出す、爲めに其幾多の怨嗟は累々として被告を圍繞す、被告は跼天跼地以て遁逸を計らざるべからずと、其孰れなりしや明かならざ

りしも久しきに涉り之れを發見せざりしが、天網恢々疎にして漏らさず被告は遠く鷄林の野に通れしも翌四十三年の末遂に警吏の捕ふところとなり、予は爲めに中止事件を再興して此被告を審訊す、彼深く罪惡を悔ひ犯罪事實を自白し、且天網の眞に疎ならざるを悟り具さに逃走以後の苦境を述べ、予も之れを聴き、公訴の時効は犯人が長期間隠避逃亡の苦痛を以て受刑の苦痛を償ふものなりとの理由に基けりと爲す學說の又再顧の價あるを思ひき、頃日右被告尙ほ山形監獄に服役中なるを聞知したるを以て同監獄を勞し、更に逃走當時に於ける模様を聴取し之れを左に掲載す、事七年前に屬するを以て現時に於ける供述は頗る剴切を缺き且遺忘の節少なからざるを遺憾とす

『私は犯罪當時に金山或は近藤と詐稱し四谷町三丁目十六番地に住んで居りました、私の事件は矢張り詐欺賭博でありまして第一の事件は明治三十九年十一月より同十二月に亘り乾兒田中某三名と共謀し廣島縣佐伯郡の田淵某なる者を麹町五丁目今峰牛肉店、東京府下荏原郡穴守泉館及廣島縣宮島岩惣支店等に誘致し同人より合

處を引上げる時頗る失念して置き忘れたのであります、其れに又生憎と翌二十三日の朝は家宅捜索がありまして其帳簿を押収されたのであります、私は又乾兒から家宅捜索ありと聞くと否や中村屋を立退て仲間野々山某の周旋にて同人の婿の家に隠れて居りましたが、形勢は益々自分に不利なものでありまして取りましたから六月二日か三日と思ひます遂に東京を出發して名古屋に二泊二見ヶ浦に三泊して大阪に入り込みました、其晩は夷橋の丸萬旅館に投宿し其翌日元とは利軍巡査であつて今は詐欺賭博師である處の龜山と云ふ人を探れ其より紹介書を貰つて詐欺賭博師の親分山梨を訪問し四五日間同家に滞在し、西區警察署より探知せられ最早と同家に居ることも出来ぬので山梨より紹介書を貰つて同地を出發（日不詳但し六月下旬）し門司に至り平佐と云ふ詐欺賭博師の親分を尋ねて此處に寄食することになった、二三日を経て乾兒の知合なる楠町土木請負業市川某方に居を換へました、七月十六日大阪朝日新聞を見るに警視廳の金子刑事と四ッ谷の根岸刑事が私を逮捕する爲めに大阪に乗り込んだと云ふことが掲載してありましたが、併し此處まで来ることはあるまいと安心して居りましたが、或日平佐方を訪問すべく同家の前に至ると澤山の下足があるにも拘はらず家の中はひっそりとして居るのであります、豫て隠に備へ持つてありましたが大に疑を起しまして平佐の家には入らず友人加藤の宅に赴き其話を爲し且つ状況を觀察せしむる爲め其妻を平佐方に遣はしました處が加藤の妻は行つたり戻つたり参りません、其れ故に第二回に加藤を遣はしましたが之れ又吸ひ込まれて了ひました、私

計金二千五百二十三圓を騙取し、第二は明治四十二年一月中乾兒内田淵五郎外一名と共謀し前同様の手段を以て富山縣入山本某なる者を欺き同人より金二十八圓を騙取したのであります、併し第一の事件は示談になりましたし第二の事件は小さな事件でありまして告訴に爲つたとは思はなかつたのであります、然るに乾兒の者二名は日は忘れましたが拘留されました、五月二十三日に愈々宣告と云ふことになりました、私共は事件も此處まで進行すれば最早吾れへの拘留せらるゝ様なことはあるまいと一同大に悦びまして言渡の前日即ち五月二十二日の晩私の家に於て親宴を開きました、私は此當時は聊かも油斷はなりましたので自分の家に廢たことはありませんが、又大切な書類は決して家に置いたことは無かつたのであります、二十二日の晩も宴會が終ると私共夫婦は麹町十三丁目の中村屋に泊つたのであります、然る處二十三日の朝一名の乾兒が飛んで参りまして只今監署外事が来て家宅捜索中であると告げ知らして來たので早速妻を遣はしました、妻は其日警察署へ引致せられて十日の拘留處分を言渡され又最も秘密にして置いた處の帳簿までも押収されて了つたのであります、其帳簿と云ふのは毎月刑事巡査に贈附すべき金額や乾兒との差引勘定帳が記してありまして私が留守であつても妻にも分る機にしてあるものであります、最も秘密のものであります、此帳簿も其頃には自宅に置かなかつたのであります、二十二日の晩は事件も一先づ安心と云ふので酒宴を催しました位でありまして其帳簿も計算の都合上自宅に持参しまして其

は形勢頗る危険なりと思料しましたから直に馬關に渡り其翌晩は蒸気船には乗らず特に小船を雇ふて門司に戻り某料理店に上りたるに恰も平佐の妻も其家に来り居て好い處で會つた夫が是非見さんに逢ひたいと言ふて居るから来て呉れと言ふ自分は承知をして途中まで同行したが平佐の家に行くことは氣遣はしいので平佐の妻に向て此處で會ふから平佐を呼んで来て呉れと言つたので同人は急ぎ足で宅へ戻つた私は深く注意して様子を窺ふて居る、向ふの方が利軍巡査が大勢遣て來た自分には之を見るや否や直に所持品を持ち出す爲めに楠町の市川方に至りたるに、此處にも多數の刑事が網を張て居る是に於て自分は變装するの必要があると思ふて唐物店からシャツと股引をさ買求め衣類を脱て帽子と共に之を風呂敷に包みシャツと股引のみを大里町まで逃げ延び、其翌日は長崎に至り三日間同地に滞在し、其れより仁川に渡り仁川より汽車にて安東縣に至り第十一郎を訪問しました、此日は多分七月二十一日と記憶して居ります、弟は此處に移住して古道具商を営んで居たのであります、残念なことに弟は九月廿九日に病死致しました、自分等は弟が死んだので餘儀なく世帯道具を賣拂ひ其金（約五百圓）を持って官川と云ふ所に移住し此處に菓子製造を始め見ましたが面白くありませんので十一月下旬京城に移轉し妻は女髪結を爲し自分待合業を営まんものを四百圓にて株を買ふ約束を爲し手金までも拂ひましたが、悪い事に出来ません、私の妻（亡弟の妻）此時既に夫婦關係を生ずば女髪結を營業として居る處から自分を見知れる刑事巡査と露知らず青木と云ふ人の宅に行つた

ことがあつた私は又青木刑事が京城に居ることも知らず又妻が其家に入出して居たことは勿論知らなかつたのであります、或日女の聲で御頼み申しますと案内を乞ふ者がある私は何心なく障子の隙間より窺へば何ぞ圖らん其人は豫て面識ある青木刑事の妻君であつたのであります、私は見付けられては一大事と狼狽して裏口から燈げ出してしまいました、又或日私は友人と共に町の湯屋に行きました處が實に驚きました其處には曾て麹町警察署に刑事を勤めて居た處の川添刑事が入浴して居たのであります、然し幸に私は其當時は薄服ながら鼻下に八字鬚を蓄へて居たので先方では全く氣付かなかつた様でありました、其れに友人も私の危険を察して私をくばふて呉れましたので危険を免れました、然し四月の下旬に私になりました日は記憶致しませんので川添刑事と坂本刑事が突然私の留守宅に参り致しに就て私の身上来歴を調べられました、之れは多分私を見識れる拘摸の一人が此處に来て居りましたから此者が刑事に賣り込んだものと思ひます、私は最早躊躇しては居られませんでした、妻と共に仁川に遁れ其處より讃岐の高松に渡り匹田屋と云ふ上る周旋にて鹽屋町劇場の附近に借家一軒く同地にありたるが六月下旬に至り自分は大阪に出て仲間細分にて神戸の詐欺賭博師大虎たれば自ら最早や此處に居ることも出来なくなりましたて京都に行き同市の詐欺賭博の親分中村方に寄食することとなり其中所用ありて和歌山の兄を訪問したる其跡に東京より刑事巡査が参りましたて私を捜索したが私は不在の爲め逮捕方を堀川警察署に依頼し東京に引返したさうですが私は斯る事ありと夢にも知らず此處

に戻り來て、遂に堀川警察署の手にて逮捕せられた』

○夏期閑談　新談舊話の欄を設く敢て必ずしも乾燥無味を経とし詰齷齪牙を緯とせんと云ふにあらす、稀に山明を談し時に水媚を語る、豈之れを範圍外なりと云はんや

△九十餘度の苦熱連日腦裡を侵す「いふまじと思へど今日の暑さかな」これを避くるに由を以てせんか輕井澤は今尙ほ兇賊捕に就かずして物騒なり、之れを海に避けんか稀には潜航艇の恐あり、知人熟考一番茲に危難少なき太平洋を撰ひ頃日其沿岸なる大洗より一書を寄す曰く、請ふ君大洗に遊べ魚來金波の各旅館波に俯す、子の日原の喬松その數幾千なるを知らず、磯節に所謂「松が見へますほのく」であるもの則ち之れなり、浴後欄に倚り明月に酌めば清風おもむろに來り漁歌途に相答ふ眞に詩的なりと、噫是滿都の紅塵を忘れ、更に在京の友人を忘れたるもの、而も之れを以て偉大の誘惑なりとせば、某は正に惡友なりと云はさるべからず阿々

大正五年六月中入出監並月末在監人員

(△八減)

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日	前年同月	前月比較	増減	前年比較
刑事被告人	四八、九一一	五、三〇一	五、三六八	四八、八四四	四八、九一一	五二、〇六五	△六七	△三、二二一	△六、七二二
勞役場留置者	一、〇七二	一、三九一	一、二九五	一、一六八	一、〇七二	一、二九三	九六△	一二五	△二
乳兒	五四	二八	三〇	五二	五四	三六	△	一六	△
總計	男 五一、五六九 女 二、二八九	一〇、六〇九 九六五	一〇、五六三 九八七	五一、六一五 二、二六七	五一、五六九 二、二八九	五四、七七九 二、二五〇	△	△	△
備考	計 五三、八五八	一一、五七四	一一、五五〇	五三、八八二	五三、八五八	五七、二八四	二四△	三、四〇二	△
	内朝鮮人受刑者男三一一人刑事被告人男一人アリ								

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支	那	受	刑	刑	計
	女男	一三	者	事被告	三八
		一七		人	二

[illegible]

大正五年六月末在監者人員表

[illegible]

[illegible]

大正五年六月末日現在受刑者刑名表

(△減)

[illegible]

[illegible][illegible]

諸規別

陸海軍刑法	四五	四五	五〇	四四	△	五	一
森林法	一七六	一七六	一六二	二二二	△	一四△	三六
徵兵令	二三	二三	一七	一八	△	六	五
郵便電信法	三七	三七	三七	四七	△	〇△	一〇
警察犯處罰令	一七三	一七五	一六〇	一七四	△	一五△	三四
警察令	一一四	二〇五	二三四	二二九	△	五△	四
警察令	七	一七	二二	二一	△	四△	七七
計	五七五	六七八	六八二	七五五	△	六七△	三二一
總計	四六、八八七	四八、八四四	四八、九一一	五二、〇六五	△	△	△

我まゝと云ふ事は、人の上には能く告われども、己の身には常に潜み居るものたることを忘るべからず

十里の道程を行かんとして、八里に留まる者は疲勞せず、最も安全なる處世法は、身分以上の生活を爲すに在るのみ

ビーチャル
失名

寄書

○英國獄制の美點

宇南生譯

軌近刑事政策を論ずるもの多くは犯罪防遏の作用を廣汎なる社會的因子に求むるの結果、動もすれば監獄に於ける此方面の努力を輕視せんとする傾向を生ず、學理上之が當否は固より議論の餘地あるべしと雖も採りて以て吾人の參考に資するは必しも不可なし、然れども若し吾人監獄官にして這種の所論に雷同して自己の勤勞努力の價值に一片の疑惑をも抱持することあらば蓋し由々敷弊を來さんことを虞る、遑莫、吾人は監獄行刑を以て犯罪防遏の最大なる勢力なりと確信す、或は此所信に適應せざる結果を來すか如きことあらば即ち吾人の力未だ足らざる所ありと知りて更に最善の方策を講究すべきなり、去る五月發行の美國刑事學會の雜誌 (Journal of American Institute of Criminal Law and Criminology) に同國マニッソー大學社會學教授チャールズ・エイ・エルウッド (Charles A. Ellwood) が「英國の獄制」並に吾人は其より何を學ぶべきかと題して、英國の比年犯罪者の減少せることを説き其理由を同國獄制の完備せるに

歸せり、同教授は之に依りて米國の不完全なる獄制改良に刺戟を與へんとの主意を寓し、且つ英國の獄制を説く處未だ贅らかなりと雖も、監獄制度の改善が犯罪防遏事業の最大要務なりとの主張に共鳴を感ずるのあまり、其一部を譯出することとせり。

文明世界の國民中英國は法律遵守の國民の多きことに於て第一と云はねばならぬ、同國四千萬の人口に對し重大犯罪の率の少きこと驚くばかりで之を米國の最も進歩せる州と比較をとりても嘘でなからうかと疑ひたい位である、是れ英國の刑法並に刑事裁判が優良であるからだとい一般に信じられて居るが、之は疑問で、其實監獄制度の優良なるが爲であらうと思ふ、刑法學者や裁判官、若くは社會改良家は監獄制度に影響を受けねばならぬ、何となれば監獄は判決が執行される場所であつて、刑法が有効に行はれ、隨て裁判も之に本づかねばならぬ主要なる機關である、裁判は科學的に、神速に、且つ、正確であつたとしても多くの重大犯人を取扱ふ監獄で以て、受刑者の犯罪の傾

向を鎮壓矯正する効力がなかつたならば犯罪問題は遂に解決されないであらう。

英國の獄制が世界最善のものなることは科學的刑事學者の間には極り切つた話となつて居り、英國に於ける犯罪減少の主因は監獄制度の成績に歸せねばならぬことも一般に認知せられて居る、最近即ち千九百十四年の英克蘭及威爾斯監獄委員の報告書にも、「吾人は信ず此犯罪者減少に對して」相當の信任を拂はれるもので、正しくは監獄に於て盡瘁しつゝある人々の功績に歸せねばならぬ」とある、此の妥當なる説明に賛同すべき證據も頗る多きことは以下に於て予が陳述せんとする所である。

今や英國の獄制を詳論するに先ちて、同國に於ける犯罪者減少の事實を確實にすべく一般的統計の一部を摘録しやう、英克蘭及威爾斯に於て、千八百八十四年三月卅一日に至る過去一年間の入監人員一六〇、八三六人で人口十萬に對する六〇四

人であつた、千八百九十四年には一五六、四六六人で人口十萬に對して五二六人である、千九百〇四年には一八九、八八八人で人口十萬に對する五六九人である、千九百十四年には一三六、四九四人に落ちて人口十萬に對して僅々三六九人、五となつた、之に由りて是を見るに現行監獄制度が實施せられたる千八百八十四年以來入監人員の減少数は年々一様でなくとも、過去三十年間は全人口十萬人に對する入監者の割合は明瞭に確的に減少しつゝある、而して現今に於ては千八百八十四年の人員數の六十パーセントに過ぎない、殊に最近九年間は法律にも獄制にも多くの新しき改良を施されたから人員減少は一層著しくなつた、千九百〇五年以降の入監人員の絕對數は六一、五一七人に落ち即ち三十一パーセントとなつた。

重大犯罪と稱するものについては裁判上の變動を受くること比較的に少きが之に表はるゝ處も同く好成绩である、千八百八十四年十二月迄の過去

五年間に懲役刑に處せられた年々の平均人員一、四二七人で即ち人口十萬に對する五人、四である、然るに千九百十四年三月に終る過去一年間では懲役刑に處せられた者は僅かに七九七人即ち人口十萬人毎に二人、二の割に過ぎない、斯く人口に比例したる割合を對照して見るも現今は千八百八十四年の四十パーセントに止まる、最近數年間の懲役刑の減減は尙は一層驚くべきものがある、千九百〇七年（八年（七年度）の同刑に處せられた者は一、二七三人即ち人口十萬人毎に三人、四であつたが千九百十三年（十四年（十三年度）には前記の如く七九七人であるから六年間に三十一、六パーセントの減少である、更に又、公訴罪（竊盜以上の重罪を指す）を犯して入監した者の總數について見るも千九百〇五年から千九百十四年までの十年間の減少は七、二〇九人で二十四パーセントであるが、一方同期間に全人口の増殖は十パーセントとなつて居る、而して此減少は主として盜罪、横

領罪、其他財産に對する犯罪が減少したのであるから英人の法律遵奉の態度の増加せる好例證であつた、之を合衆國に於て財産に對する重輕の犯罪が明かに増加しつゝあるに對照すれば非常なコントラストと云はねばならぬ。

吾人が監獄統計を引用するに當りては各種の事情を顧慮しなければならぬ、は謂ふまでもなきことながら、英國に於ては拘禁に代ふる刑罰方法を採用せんとする運動は合衆國に比して未だ遙に進んで居らず、且つ又英國の刑事裁判所は法律を嚴格に勵行することに於ても些の怠慢を見ざる點に想知すれば如上の結論は充分信憑するに足るものである、本來法律遵奉の率に於て高きを示す所の國民に於て重輕罪の著しく減少したことは主として經濟的及社會的状態の改善に由ることである、即ち勞働保險とか養老年金とか或は賃銀騰貴、或は禁酒運動の傳播等に由る、此點が現今の戦時中殊に著しく、一方には愛國心の充實を來たすと共に

工場にも戦場にも人員を要するが爲に某々の都市又は地方に於て刑事裁判所の門前雀羅を張るに至つた、勿論前に引用したる統計數字は戦時を含むたものでなく、又同國の社會的經濟的の狀態が改善されたことを差引するとしても監獄制度其物が同國の犯罪遞減に貢獻することの多大なることは毫も疑ひなき所である。

故に予は先づ英國獄制の概要を説き而して之に由りて吾人が何を學ぶべきかを論じやうと思ふ、英克蘭及威爾斯に於ては刑罰機關は五個の種類に別かる、即ち(一)五十六個の地方監(米國の郡立監獄、又は市立勞役場に當る)(二)五個の重罪監(米國の別監獄又は重罪監に當る)(三)四個のボルスタール院(米國のエルマイラ型の別監獄に相當)(四)二個の制誼院、(五)二個の豫防的留置監(兇惡なる常習犯罪者に對する特別監)である、此他に十六歳未満の少年犯罪者を取扱ふ多くの機關があるが、此等は教育的性質のもので、且つ大抵宗

派の配下にあるを以て之を監獄制度から除外しなければならぬ。

地方監に在りては千九百十三年度の一年間一日平均在留人員一四、三五二である、其刑期の長さは僅々數時間より最長二ケ年に及ぶ、嚴格に云へば英國の地方監は米國の郡、市立監獄に類似しないで寧ろ地方勞役場の様なものである、然しまた未決拘留場にも使用せらるゝこともある、其大小も區々であつて在留人員一日平均三十人のものから千三四百人までのものもある、事實英國の各郡に必ず一づゝ斯の如き監獄があるが、倫敦の郡には四個の監獄が存在する、是等の地方監全體は内務省の監獄委員會の直轄の下にありて決して郡とか市とかの支配を受けぬ、此監獄委員會は英克蘭威爾斯の總ての監獄を統轄するのである、故に地方監といふ意味は其名の如く一地方の短期刑の者又は未決者を拘禁するにありて、其實は中央政府監督の全監獄系統の一部をなすものである

る、

此理由からして地方監の作業を他の種類に屬する監獄と聯絡せしむることも容易である、即ち同一の中央監督局の下に在ることゝて、重罪監と制度に於ては大差なく、唯比較的短期刑に之を適應させる丈けである、然り地方監は往々極めて短期の受刑者を取扱ふ爲に支障尠からぬに拘らず猶は作業其他の改善的方法を設くることは長期者を處遇する心得と異なる所はない、二十四時間以上在留人が拘禁せらるゝ場合は何種かの生産的勞働に就かしめらるゝが故に、英國監獄には一人の徒食者はない、又蹈車の如き機械的作業は現今廢止に歸した、男受刑者は入監當初一ヶ月間は獨居拘禁に附せられたる後、雜居工場に移される、若し犯行等あれば再び獨居へ歸される、婦女は初めより雜居せしむる規定である、英國監獄にては假令未決囚たりとも就業をなすのである、勿論彼等は任意的の作業であつて壹週間五志(約二圓五十錢)

を給與せられるが、大抵の者は徒食するよりは就業することを望む、地方監の作業の性質及一般の管理方法については後段に説くであらう、又此點は地方監とても重罪監と大差なく英國獄制の基本たる採點法に由ると云ふ丈けで以て満足しやう、此採點法についても重罪監の下に研究するを可なりと思ふ(未完)

○獄務雜感斷片

甲 斐 竹 庵

本年は御即位後の初年として日本國が萬事舊套を脱し改善進歩を一層企畫すべきことに注意せねばならぬ紀念年と思料するを以て假令些事と雖も多少國家に裨益する件は之を社會に發表し識者の批判を仰ぎ若し事務運轉の參考ともならば幸なり依て二三心に浮みたる言の葉を左に陳述す

(一) 監獄建築に付

建築のことは衛生上の一部に付關係を有するを以て見逃かすことが出来ぬ抑吾が獄舎は古き建築多ければ日進の理想實現として既に腐朽の分は追々改築又は新造の舉あり其三五は前後竣工を告げ歐米先進界の粹を取り吾邦開發の長を折衷し各地輪奐の美を極め行刑の便を實現しつゝあるは雀躍に堪へざる次第なり而して其落成後に於ける數ヶ月の形勢は如何稍慨すべきものありて存す即ち本事件は元來不生産的性質なるに比例し莫大なる國家の幣帑を要するを以て該建築上には非常なる注意の上に竣工せるとは勿論なるに係はらず裏面大に苦痛を感ずる事件として竊かに耳にする處に據れば愈建物運用の段に至りては或は倉庫の欠乏或は監房の冷濕換氣不足或は床下換氣口の過小による床板の腐朽或は醫務試驗室採光の不適或は教誨堂の位置不良による夏季の甚しき蒸熱或は宿直室の狹隘と不足或は工場の手狭或は何々等(下水道

地圖紛失の爲め後日修繕の手掛を失するが如きもの)一枚舉に追あらざるものありこのことは所謂十菊六菖の歎ありとせば實に遺憾千萬なり而して竣工の曉如何に不便不備の點を自覺發見するも誰しも之を口外批難する者無しとすれば漸次改造新築成ると雖も兎角其失敗を再演すること無しとの保證は六ヶ敷かるべし此豫防策として若欠點を發見せば竣工済獄舎に於ける勤務の諸員より其感想を詳記し無記名を以て主務管理部へ報告することを開始し管理部は之が調査及參考材料と爲さば後車再覆の轍を踏まざるも可ならん即ち無記名報告は建築當時の監督者に不満足を與ふることなく効果を舉げ得べく一舉兩得策として敢て愚考を薦む

(二) 累犯者及精神病者の去勢術に付

我が日の本は萬代一系世界冠絶なる尊き國柄なれば外國の行ふ處如何に良果ありたりとて直ちに之を採用して吾邦に移すことの出来ぬものあること

(三) 鐵窓裡の精神病者

は具眼者は勿論少しく常識あるものゝ首肯する處なるべきに我累犯者に對し昨今米國にて行ひつゝある去勢術を實行し見たきか如き報告を爲すものゝ輩出せるは我が國體の如何には毫も頓着なきものゝ如き觀あり刑事政策には研究上尙他に餘地の存するものあれば去勢術の如きは絶體に歴史的事實として觀過せられんことを望む何となれば犯罪防遏には他に採るべき方法手段皆無と云ふにあらざればなり見すや現今彼の免囚保護事業には當局切りに畫策せられ追日發展の域にあることを其效果は近き將來に於て發露することは期待し得べきを信す否司獄事務と社會と接近するの一日も速ならんことを切望す彼の農村青年の奮起自覺を催進するが如き又町村自治を發達せしめ工商業發展より來る處の第二監獄に準する工場の出現等は刑事政策上の先決問題にあらずや社會制度の發達催進は大正維新の事業として吾人の雙肩に迫れり相互奮勵努力せん哉

目下日本の精神病者數は生存競争と正比例に漸次増率の傾ありて千人中四五を出入すと聞くも監獄には比較的多數なるが如し監獄には本病者治療機關の設備殆んど皆無なるが爲め若し本病生するときは意外なる困難を生じ病者に不幸を與ふること尠なからず勿論本病者治療は専門的技能と相當設備を要するを以て若し經過選延の見込ある本患者に遭遇したるときは之を一定の集合精神監に押送し専門的治療を施すは國家として盡すべきの道と史料す現狀維持は忍びざるの感あり當局元より是等の改良方法に付腹案なきにあらざるべしと信すれども現況に鑑み聊か老婆心を吐露するのみ

(四) 治療上に要する血清購入方法の改正を望む

先年政費節減改正の爲め醫務所要の血清類は治療器具と同様毎年度末に於て次年度所要の數量品目を出願認可を受け置く等なるか萬一購入認可以外後日夫れ以上を要する際は臨時認可出願を要する

規定なるも東京近地は兎も角遠隔の地方にて突然至急を要する際電報上申の如きは業々敷嫌あり亦間に合はぬ場合無しとせざるを以て血清は他の藥品同様無認可購入し得らるゝことに改正を切望す尤も法の精神は經濟に存すること故意を要せざるもの或は六〇六號の如き高價品は現規定に従ひ故障を感ぜざるも普通の血清類に限り監督者の取締に委任する方却て便利なるを覺ゆ又彼の試藥の如きも同筆法に出てんことを望む

○監獄衛生雜感(承第二十九卷第五號)

石崎貧樂生

四、精神病院入院後に於ては入院前に比較して社會的危險性病者の數著しく減少するを見る犯罪的精神病者の如きも入院後無危險となるもの多し余は犯罪的精神病者十七人中入院後持續的に危險病者たりしもの僅に八人なるを見たり而して之が理

由は病院内現象の響影佳良となり又は症狀變化して癡愚の如き却て無危險狀となるによるが如し五、入院前には何等不良危險行爲なかりし精神病患者にして入院後危險病者となるものもありと謂はるるも余は之が例を認めざりき

六、上記犯罪的精神病者及病院内危險病者の各種に就き臨床的分類及其割合數を見るに犯罪的精神病者には變質性精神病(六・六六%)、中酒性精神病(五・〇〇%)、老耄性精神病(五・〇五%)、癡愚(二・三五%)及躁病(一・〇五%)等最も多く危險性病者は變質性精神病(二・〇〇%)癡愚(二・九四%)癲癇性精神病(二・〇〇%)躁病(二・〇〇%)等及躁病(一・五五%)等多く兩者間に畧ぼ其病型及數酷似するを見たり

七、社會的危險精神病に對する處置としては(一)犯罪的精神病者にして無罪又は不起訴の處分を受けたるものは裁判所之を精神病院に監置及解監置を命ずるの立法改正を要す、(二)監獄内には附屬

精神病監を設置すべし(三)是等の病者は精神病院内にありては普通の他の患者と同一様の取扱の下に置きて可なり二前記院内に於て殊に不良險惡にして習慣的に危險なるものに對しては特種の保護室を設置して之に收容し他患者と全然隔離し(四)病院外の凡ての患者即ち所謂非監置精神病者に對しては常に警察上並に醫學上の監視をなすの必要を感ずと云ふ之れ杉江學士の所論にして余等監獄醫務に従事するものゝ大に參考とすべき者なりとす

囚人の死亡と結核

在監者の結核患者は全結核患者二千五百五十八人を最多とし千二百三人を最少の年とす内肺結核患者は千七百七十八人を最多の年とし九百三十一人を最少の年とす尤も肺結核は入監時の病者一に對し入監後の病者一・九に相當す又肺結核患者の在監人百に對する比は三十七・八、九年に於ては元より高位を占むるも其前後の年に於ける肺患者

の割合より見れば近年肺結核患者増加する傾向あり死亡者は二千七百人を最高の年とし千八百人を最低の年とす平均在監人千人中の死亡は明治三十八年の二七・四を最高とし三十五年の一八・四を最低とす監獄の死亡率は常に結核によりて左右せらる肺結核死亡者は四・五乃至七・七%の間にあり而して在監人死亡者の約四分の一乃至三分の一は肺結核によりて斃る殊に病監に收容したるものゝ内肺結核の死亡者が最低三三・七最高五〇・七%なりと云ふに至ては寧ろ悲慘の事なりと云ふべし又肺結核は死亡原因の第一位を占むるものとす以上により監獄内結核殊に肺結核の處置に關して其の善良の方法を講究するは目下の急務にして殊に未治出監者に向て採るべき方法の良否は社會殊に下層社會の結核豫防上極めて緊要なりと云ふべし精神病者の犯罪鑑定の結果免訴せられたる精神病者及び鑑定に漏

れて處刑せられたる精神病患者所謂犯罪性精神病患者中早發癡病最も多く白癡、麻痺狂之に次ぐ罪質に於ては竊盜最も多く殺人、放火之に次ぐ割合なり白癡の大部分及び老耄狂には放火多く「ヒステリ」狂、中酒狂及び鬱狂には殺人多し其他の精神病患者は竊盜多く強盜に早發癡狂及び白痴に限り陸軍逃走罪の如きも亦早發癡狂に限る

屋内の傳染

家は結核病の問題に三つの方面より觀察することを得(一)家屋及び其の家具は傳染の媒介をなすこと、(二)結核性家族の不注意より起るもの、(三)同じ家屋に住する人々が抵抗力を弱むる如き屋内の衛生法の不完全なること等なり凡ての都會の死亡率は家屋の大きさと反比例す之れブレイメル氏の所論にして監獄の如き雜居房に於て又は衣類臥具及び雜具の上に於て傳染の機會最も多きを以て其隔離及び消毒に於ける注意は最も必要なるものとす

監獄に於ける發疹チブス

東京市の同病は猶ほ新患者の發生を絶たず淺草を第一とし本所之に次ぎ何れも下層民間に流行を極め居り又東京監獄内にも三名の同患者を發生したりと云ふ監獄に於ける豫防施設は最も必要にして油斷すべからず

疥癬の療法

衣服及び附屬品を消毒し次で左記處方の藥品を全身に塗布し清潔の消毒衣を着用せしめ二十四時間臥床せしめ後全身浴をなし清洗せしむ

處方

ベリユーバルサム 一〇〇
酒 精 二〇〇
テール 一〇〇

右調合

右の治療法を行ふときは殆んど一回にして疥癬を治癒せしめ得べし

雜纂

○死亡率と命數豫測

米國商務省民政調查局にて

グロウアー教授 (Prof. James W. Glover) (アシガン大學) 監修の下に創めて作成せし一の人命統計表はニュウ、イングラントの六州、ニュウヨーク、ニュウジャージー、インディアナ、ミシガン諸州及びコラムビア地方の一九一〇年の人口及び一九〇九年、一九一〇年、一九一一年の三年間の死亡數に基きて該地方人衆の各年齢に於ける死亡率及び命數豫測を示せるものにして恰も生命保險會社にて作れる人命表に似たるものなれどもその異なる所は、生命保險の表は單に醫學的試驗其他の方法によりて危險を見做したる事項にのみ關するに反し、此は取りし範圍内の人衆全體に關する點に存す

統計上の人口即ち出生及び死亡率相等しく、又毎年同一にして、且つ來往住のなき人口に就ての出生時に於ける命數の豫測は全死亡者の年齢の總計を死亡人員の數を以て除して得たる平均死亡年齡と同一なるべきなり、今此の統計表に據れば左の如し

出生時に於ける命數豫測

總平均	男	女
四九・九歲	五三・二歲	五三・六歲
五〇・二歲		

白土人	五〇・六歲	五四・二歲
黑人	三四・一歲	三七・七歲

斯くの如く女は男より三年以上の長命を保ち白土人及び黑人にありては三年半以上の長命を保てるを見る又滿一歳の時に於ける命數豫測は出生時に於けるものに比して遙に大となり、白土人、男、五・八歲、同女、五・九・五歲となり滿二歳の時に於ては頂點に達して白土人、男五七・五年、同女六〇・一年となる、今各年齢に於ける、白土人の平均命數豫測を擧ぐれば左の如し

十二歲	二十五歲	四十歲	五十歲	六十歲	七十歲	八十歲
男五〇・二	三九・四	二八・三	二一・二	一四・六	九・一	五・二
女五二・六	四一・八	三〇・三	二二・八	一五・八	九・八	五・五

斯くの如く男女に於て豫測命壽に差のあるは男に於ては突然の死亡稍多き事その一因なり即ち突然の死、情死自殺及び奇禍に因るもの一の殆んど五分の四は男子にして、而かも斯くの如き死は毎年の死亡總數の七或は八%に上るなり、然れどもこの事實は女の長壽する理由の全部にあらず此の統計表の示せる所に據れば、生後一年間の各月に於ては女の方男よりも死亡率低く、又白土人に於ては九十四歳に至る迄に各年の死亡率亦然り、又同じく白土人の生後一ヶ月に於ける死亡率は男の方女よりも高き事約二八%又生後第一年のそれは二〇%以上高き事を示せり(人性)

○貧民の生活費

今般東京府廳は警察廳と協力して、極貧者の實地調査に着手せり。貧民の平均生活状態に就て、板本署の調査せし所に據れば一人一ヶ月の費用、龍泉寺町に於ては家賃十錢、食料一圓被服費三十八錢、入谷町に於ては家賃十一錢、食料一圓三十三錢、被服費四十四錢、萬年町に於ては家賃四十錢、食料一圓二十五錢、被服費四十五錢、山伏町に於ては家賃二十一錢、食料八十四錢、被服費十錢、金杉町に於ては家賃十一錢、食料一圓三十五錢、被服費三十三錢、神吉町に於ては家賃三十錢、食料一圓五十七錢、被服費三十六錢、此に附他の雜費毎月最高十圓、最低五十錢を加へ、普通平均二圓三十錢に當れり(人性)

○少年因幼年囚

犯罪の種類と動機

少年因幼年囚を收監せるに小田原分監に就て最近一ヶ年間の在監者及び其の犯罪別を調査するに、最多なるは竊盜一三五人で、次に横領一人、詐欺八人、強盜及文書偽造各三人、賭博、傷害、殺人、放火、爆發物各一人合計一六五人である概して犯罪の手段が卑調で、陰謀的なもの少いのは、犯罪者がまだ腦力の未發達時に在るからであらう、而して此等少年囚の犯罪地が大概都會であることも注目し値する、即ち東京七〇人、横濱四八人、濱松五人、横須賀二人、神岡一人、其他小都會五人、即ち總數の七割七角が都會で残り二割三分が田舎である、之を犯罪動機に依て區別すると、都市に於て實業見習所小僧奉公の地位に在つた者三〇人、田舎で犯罪を遂

け逮捕を恐れて都市に出た者が九人、父母を慕つて出京し路頭に迷ふた者が四人、感化院脱走者二人、都會見物に出た者二人、生活難の爲に奉公に遣はれた者二人、喫煙の爲め一人、即ち都市に於ける犯罪の七割七分は斯くして生じたのである、此の中父兄の承諾を得て田舎から都市に出たものは六二人、無職家出者四一人、又父兄の生活難が動機となつて其の子弟をして犯罪者たらしめた者二人、又父母の跡を追ふて出京の結果犯罪者となつた四人をを除けば、他は悉く虚榮心、懶惰等より來たる不良少年である

○英國に於ける恩赦

今上陛下御登極の御大典に際し、皇恩の浴及する處、恩赦が施き行はせ給はつた事を拜承したるが、英國に於ても尙ほ此の制度を國王の特權として、遺存することは予の多言を俟たぬ
稱して恩赦 (Mercy) と云ふのが、其の恩赦には、刑の執行猶豫 (Reprieve) と特赦 (Pardon) とある、更に恩赦とは、絕對者くは無條件恩赦 (absolute, unconditional pardon) と、條件付恩赦 (Conditional pardon) とある之等の事項の長々しい説明は、前年「恩赦論」なる長稿を本誌上及び其他の誌上に掲げた時、委曲述べ盡した事であるから今更之を再述することを爲さぬが茲には英國内務省の發行せる、千九百十二年度英蘭威耳斯司法統計第一部刑事統計 Judicial statistics England and Wales, Part I Criminal

Statistics に據て同年度に於ける英國の恩赦統計を掲げて見れば、次の如くである、

英國に於ける千九百十二年度恩赦統計

全數	四九五
男	三二〇
女	一七五

(法律新聞)

○救貧防貧制度

内務省に於て調査中なる救貧制度に關する法律案は來る三十八議會に提出の豫定なるが、是と同時に防貧に關する制度も併せて制定すべく目下各地方に於ける公私免因保護事業并に職業紹介所等の現狀を參照して調査立案中なり



通信

○東京便り

○保護講習會の一日

北 島 生

保護欄所載の如く七月二十七、八の兩日神奈川縣佛教慈悲會に於ては其第三回講習會を同縣橋樹郡大師河原村平間寺内の涉成園に開かれた、是より先き同會より講演の爲め監獄局及び本會へ講師出席の請求があり監獄局に於ては局長も事務官も多用の爲め乍遺憾出席が出来ぬので本會から自分が出席することゝなつた、此講演は自分に取つては所謂初陣である、免因保護の講習會所謂御味方黨の會同に臨むのに初陣と云ふ戰争語を用ゆるのは妥當を缺く様であるが今尙ほ出獄者を以て社會の公敵なりとして之を排除し保護事業を以て慈善家の好奇心に出でたるものゝ如く看做す世人が多

いのであるから此敵を如何にして降伏せしむべきやを協議する爲めの會同とすれば初陣と云ふ語も必ずや突飛ではあるまいと考つゝある間に自分を乗せた電車は大師河原へ着く、時は午前八時を過くる數分、日は七月二十八日である、百歩を費して涉成園へ行くに佐伯會長始め理事諸君が詰めて居られ階上では既に黒田小田原分監長の講演が始まつて居た、先日の模様を聞くと二十七日には來會者が百六十餘名で午前九時から土倉是空師、權田大僧正、釋宗演禪師並に小田原分監の水谷教誨師が講演をされ尙役員會等があり二十八日には午前八時から講話が始まつたと云ふ順序で黒田分監長の話が済むと河西博文氏神奈川縣廳の川島一郎氏の順序で夫れから自分が約二時間主として犯罪統計及び其實害免因保護事業の地位、其成績の良否等を断片的に話し最後に三浦典獄の講演があつて午後四時に散會となつたのであるが前日同様百六十餘名の來會者が孰も熱心に傾聴せられたのと

佐伯會長始め理事其他の諸君の御盡力に對しては深く感謝の意を表し併せて斯道の發展に付き一層の御奮勵を望むのである、自分は各位の援助に依つて此初陣を無事引揚げる事が出来たので茲に其講話の梗概を録することとせり (未完)

○廣島監獄三次分監遷佛式概況

三次分監は女監本位の拘禁場となるため本年四月一日以來監内營造物の大改築機轉工事中なりしが豫定の期日たる六月末日其竣工を告げ既に女受刑者の移監を了したるに就ては曩に教誨堂を移轉改築したるを以て七月三十日の明治天皇祭日を以て遷佛式法要を舉行のため石井典獄に三上教務主任及坪井看守長を隨へ前日來着し當日午前八時を期し女受刑者一同を教誨堂に集合せしめ先づ鐘により寺島分監長は來賓一同を案内して入堂着席し次に職員一同着席の後三上分監長より遷佛式舉行の旨を告知し次に教誨師は佛前を開扉し導師には照林坊住職明山延祐師と福萬教誨師外一名により如法なる入出二門偈を讀誦動式し次に典獄は實感的信仰の要求と善因善果の理法を説き改悔勵善を促され次に今村檢事は遷佛を紀念し遷善の好機なる所以とほげとて吾

人心を歸結する煩悩を解くとの所以を述べて式辭とし教務主任は先帝陛下の國民に三大布施を垂れ賜ひたる御聖徳及び佛陀哀哀の大悲を説示し知恩報徳せざるべからざる所以を訓誨せられたる千前十時終了した

當日の來賓には渡邊判事今村檢事小泉部長田中判事熊谷警察署長等にして式後來賓一同及職員には應接室に於て茶菓の饗應あり亦受刑者一同に對しては供物を配與したるに感泣するもの夥からず本式の舉行が女受刑者の感化上鴻益ありたるを認めたり因に記す同分監女受刑者の作業は主として監獄需用の木綿織及裁縫洗濯糊綴等に就業せしむべきも作業餘方は地方的産業たる畳表織及縫織等に就業せしむるの外技能の劣等なるものに對しては鼻緒眞綿に就かしめあるも更に女受刑者作業に適切にして地方的産業の一たる備後織及絨等の木綿織受買作業新設の見込を以て受買者と交渉中なるか一面建物の整理により生じたる構内三反余の空地は開墾中に係るを以て竣工の上は從來構外に於て二反八畝歩を借り入れある畑地を返還し女受刑者にして歸住後農業に従事すべきものを授け耕耘に就業せしむるに極めて適當にして且つ監獄經理上の利益亦夥からざるべき見込なり

○前橋監獄の少年夏期講習會

前橋監獄職員同盟會の一部事業として設けある少年會は少年兒童の教養を目的とするものなるが學校の夏期休業中の長期間を無益

に消過せしめさらんため可成之を利用して兒童を善導せんことを企て一昨年以來少年講習會を開き職員子弟にして尋常小學一學年以上の男女生に對し毎日一時間半つゝ復習及練習を爲さしむると共に時に訓誨等を施し精神及學力の向上に努めたる結果其成績良好にして父兄の満足は勿論殊に昨年の如きは職員外の者より相當會費を提供すべきに付是非子弟を托し度しと懸望せる向ありしも限りある設備を以て到底之に應ずるの餘力なき故不本意ながら謝絶せし事例あり本年も亦學校の夏期休業に際し第三回少年講習會を開くこととし八月一日午後二時より當監公會堂に於て其開會式を行ひ爾來毎日引續き講習しつゝあり第一回の當時出席兒童は其住所又は家庭の都合等により多くは官舎及其附近一部のものなりしが會長渡邊典獄より本會開催の趣旨目的を懇示せるより父兄に於ても其趣旨を了し且つは前年來の成績に鑑み同を重ねる毎漸にく出席兒童の範圍擴大せるは洵に喜ばしき次第にして現在出席者は男女を合して四十有餘名に達し教誨師及其他數名が毎日二名つゝ臨みて之が指導の任に當り典獄看守長監獄醫等亦時々臨席して之を誘導し居れり又渡邊會長には教養上高尚有益にして且つ趣味ある娯樂を爲さしめんことに腐心しつゝあり蓋し今回の成績亦見るべきものあらん

因に右開會式には渡邊會長始め會員父兄兒童の會するもの約百名にして先づ「君が代」を合唱し次て生三教誨師の開會の辭會長渡邊典獄の訓誨(訓誨訓話大要)藤原教誨師の滑稽訓話等あり

て暫時休養茶菓の饗應あり次に兒童の唱歌音樂誦讀討論あり何れも有益にして且つ趣味深きなるものあり一同歡を罄して午後五時散會せり

渡邊典獄訓話大要

(大正五年八月一日刑務監獄職員同盟會の少年夏期講習會に於て)

◎少年夏期講習會開會の要旨……學業の講習……品性の向上……第三回少年夏期講習會は愈本日より開會することなれり其趣旨に付ては已に生三君より述べられたる通なるが尙ほ本會は單に學科の講習のみならず少年の品性を向上せしむると共に將來社會に立て眞面目に活動する有爲の人材たるべき素地を築かんとするにあり幸に回を重ねる毎に其好の成績を顯はしたるは欣快に堪へざるどころなり殊に内輪の仕事として他に公表せざるにも拘はらず何時しか此舉が世間の耳目に觸れ昨年の如きも職員外の人より會費を負擔するにより子弟を入會せしめ呉れと懇請せる向あり出來得べくんば快諾したき考を有するも何分諸般の設備に於て不可能のことに屬するが故に不本意ながら謝絶せし次第なりし而して前回には監獄官舎の子弟が割合に多くして官舎外の人と比較的少なりしか今回は官舎居住者が割合に少くして官舎外より比較的多數の出席者を見るに至りたるは前者は轉任等にて居住者か入替り小學兒童の數の減少したるに因り後者は豫て余の唱道せる本會の

趣旨が會員父兄諸氏に徹底せる結果なるべく洵に喜ばしきことなり

◎父兄に對する希望……家庭に於ける階級なし……兒童に對する注意……何時も言ふ如く本會は決して監獄官舎の會にあらず職員全體の會なり又此公會堂は官舎の會堂にあらずして監獄職員全體の爲めに有益なる會同に使用すべく設けられたる會堂なり然るに或る時代に於ては全く官舎の專用的たるが如き誤解を抱かれたる向もありしか如し決して左様のものにあらず又父兄の職務上に於て階級ある爲め何等かの心遣より此公會堂に臨まざることを道慮せらるる向もなきにあらざりしか成程職務上に於ては夫々階級あり然れども家庭に於ては階級あるなし殊に少年兒童に在ては絕對に上下貴賤の差別を立つべきものにあらざり若し夫れ上官の子弟なるが故に下僚の子弟を侮蔑し又下僚の子弟なるが故に上官の子弟を畏怖するが如き或は少くも斯かる觀念が兒童の腦裏に浸潤せしむることあらんか前者は侮蔑に傾き後者は卑屈に陥り兒童教養上尠なからざる弊害を醸すに至るべく延いて家庭間の圓滿を妨くるに至るへし故に以上の弊なからしめんが爲めにも亦各自の兒童をして可成本會に出席せしめ常に圓滑の交際を保ち親睦ならしむるを必要とす之れ實に父兄が平素各自の兒童に對する注意すべき要件なりと信す然るに職に上下の別あるに氣遣ひ兒童の出席を差控ふるが如きは大きな誤なりと云ふへし

◎少年に對する希望……修養に力めよ……自己に適當なる方面に

進め……長幼序あり……又少年諸君にも希望を陳へん世間には往々父兄より將來出世して大臣になれ大將になれと云ふ諸君も亦吾輩は將來大臣に爲り度い大將になり度いと類りに夫れを云ふ大臣勿論可なり大將亦可なり然れども大臣や大將は左様に皆の希望を満足せしむる丈け多くな要せず隨て夫れのみを將來の理想とするも遂に其多數の者は失望するの外なからん故に諸君は將來の希望を然かく狭き一局部にのみ限局せず小學時代に於ては先づ一心に教師及父兄の教訓を確守し學事に勉勵すること共に身體及精神の修養に力め長するに隨て漸く社會萬般の事物を見聞し只々我日本帝國内のみならず米國なり英國なり其他世界進歩の有様を觀察し而して一面自己の體力・能力・得意・不得意の點を熟慮し然る後夫々自身に適當なる目的を定め一旦目的を定めたる以上は其方面に向て専心力を傾注せざる可からず而かも世は益進歩し一刻も油斷を許さず宜しく今より豫め將來世に處するの覺悟を以て修養に力め研究を盡し立派なる人物たらんことを望む尙又先刻父兄に希望せる如く上官の子弟なりとて下官の子弟を侮り自ら威張るが如きは以ての外なり又下官の子弟なりとて上官の子弟に怖れを抱くが如きは卑屈の人となるへし決して左様のことあるへからず然れども長幼自ら序あり長者は宜く幼者を愛し幼者は常に長者を敬し互に相親睦し協心一致能く勉勵し以て我監獄官吏の子弟は他の子弟に比し學科の優良なるのみならず品行も正しく人格も高く流石に監獄官吏の子弟たるに恥ぢざる者なりとの實を擧ぐることに心懸け

らるへし而して其實弊らは是れ即ち本會を開催せる趣旨に違ひ且つ其目的を達したるものと云ふへし尙最後に家族の方々に希望するは我監獄官吏は只官吏自身のみ職務に忠實にして品行方正なれば可なりと云ふ能はす其家族に至るまで監獄官吏の家族たる體面を汚損せざるべきことは拜命當時に於て官に誓ふ處にして家族の一舉一動は即ち職務の上に直に多大の關係を及ぼすものなれば自己は勿論子弟の教養に就ても常に此點に留意せられん事を望む(高田看守長記)



保 護

○大分縣保護會評議員會の概況

(第二九卷)
(第七九號)

注意事項

一 出獄人引取シテ監獄ニ出頭セラル、向從來ニ比シ稍増加シタル如キモ未タ充分ナラサルノ憾アリ右ハ保護關係上最も重要ノ義ニ付之カ勵行方大正四年五月評議員會ニ於テ注意シ置キタル次第ナルカ近時出獄者中恩典ニ浴セシモノ多キ折柄出頭者ノ少キハ甚ダ遺憾トスル所ナリ愛媛縣ノ如キハ釋放者全部ヲ迎居リ成績良好ナリト云フ本縣モ之ニ倣ヒ出頭方特ニ奮勵セラレタキコト

二 在郷軍人會大分支部長ト大分監獄典獄トノ間ニ於テ同支部ニ屬スル在郷軍人ノ入出監者保護上ニ關シ協定セラレタルニ依リ各保護團ニ於テモ在郷軍人分會ト宜シク圓満ニ協議ヲ遂ケ保護上違算ナキ時期セラレタキコト

三 間接被保護者ヲ訪問者タハ本人來會其他本人ニ接近シタル場合ニ於テ行狀不良又ハ善良者其他不良者ニシテ特ニ注意ヲ要スベシト認ムル者アルトキハ本會々々長ニ報告セラレタキコト

出セラルヘキコト

一 期限アル書類ハ運クモ一週間以内ニ回答又ハ提出セラルヘキ機努マルヘキコト

二 監獄ヨリ送付テ受ケタル出獄人作業賞與金ノ出納ナキニスル爲メ左記様式ノ如キ各保護團ニ一定ノ出納簿ヲ設ケラレタキコト若シ所屬寺院ニ於テ保管ノ節ハ同様ニ帳簿ヲ設ケ出納ヲ明ニスルコトヲ要ス

(出納簿ノ名稱)

被保護者所持金出納簿

(帳簿ノ内容)

大正五年六月十一日 大分監獄又ハ何々監獄ノ釋放 氏 名

受領月日	摘要	受	拂	残
六月十一日	何々監獄又ハ某所ヨリ現金、貯金通帳送付	一〇七五八		一〇七五八
六月十五日	何々品代又ハ本人渡		二五五〇	八二〇八
七月十五日	何々ニ依リ本人渡		八二〇八	〇〇〇〇

一四 監獄ヨリ被保護者ノ所有ニ係ル貯金通帳ヲ各會長若ハ會宛送付シタル場合偶當該本人ニ於テ通帳ノ着否ヲ知ラサルモノアルカ如シ右ハ直ニ本人ハ告知スヘキ必要アルニ依リ自今通帳御受領ノ上ハ速ニ本人ハ到達ノ旨ヲ通知セラレタキコト

四 大正四年中ノ保護成績表ニ依レハ前年ニ比シ保護數少ク殊色アルカ如シ恩赦出獄人多數ノ折柄精々勵行セラレタキコト

五 或ル保護團ニ於テハ判事檢察警察署長同分署長其他有力家ヲ顧問トシ又ハ町村長巡查部長等ヲ發動員トセラル、向アリ或ハ然ラサルモノアリ各會區々ニテハ保護經營上好マシカラサルニ付執レモ前掲ノ宜公吏等ハ顧問若ハ其他ノ名義ヲ以テ囑託セラレ而シテ常ニ圓滿ニ協議ヲ遂ケ同一步調ニ出テ益新業ノ振興ヲ期セラレタキコト

六 愛媛保護會會長ト大分監獄典獄トノ間ニ於テ愛媛縣下ニ歸住スヘキ者ニ對シ保護上ニ關シ協定セラレタルニ依リ各會ノ被保護者ニシテ同縣下ニ歸住又ハ轉居スル者アル場合ハ本會ヲ經テ愛媛保護會(保護會所在地愛媛縣溫)へ通知スヘキコトニ取扱ハレタキコト

七 保護ノ狀況ヲ明ニシ一般ニ保護事業ノ必要ヲ分明ナラシムル爲メ各會ニ講演會ヲ開カレタキコト

八 義金募集狀況報告ナキ向アリ可成速ニ報告セラレタキコト

九 昨年補成會ニ於テ講習會開會ノ際注意セラレタル事項ハ勵行セラレヘキコト

一〇 各會ヨリ提出ノ收支計算書ヲ見ルニ獎勵金ト輕補助金ヲ合算シ收入又ハ支出セル向アリ獎勵金ト輕補助金ハ各其財源方異ナルニ依リ各別ニ取扱ハレタキコト

一一 保護事務ノ改善ニ關シ意見アルトキハ其都度本會々々長宛提

成績小票整理ニ關スル注意事項

一 小票整理ニ居所不明トシ小票中患テノ事項ニ關點ナキ向アリ保護成績表作成出來サルニ依リ自今居所不明者ニ對シテハ其不明ニ至ル迄ノ間ニ於ケル保護事項及保護中ノ類別、改役ノ有無、其他小票裏面記載ハ職業名就ニ職業以下ノ各事項中當該事項ニ必ス關點ヲ附シ提出セラレタキコト

二 居所不明者ト歸住セサルモノト同一視シ取扱ハル、向アルヤノ感アリ居所不明者トハ一旦歸住シタルモ其後ニ至リ居所判明セサルモノヲ云フ歸住セサル者トハ釋放後全ク歸リ來タラサルモノヲ云フ此區別ノ明カナラサル爲メ製表上差支アルニ依リ自今居所不明者ト歸住セサルモノトヲ明記セラレタキコト

三 小票欄外ニ滿期ト記入シタルノミニテ其他ノ各事項中ニ何等記入關點ナキ向アリ製表上差支アルニ依リ自今滿期者ト認ムヘキ者ニ對シテハ正業自活ノ關ニ關點ヲ附シ而シテ正業解除ニ至ル迄ノ間ニ於ケル保護事項ニ保護中ノ類別中ノ當該ケ所註ニ改役ノ有無、裏面職業名ヲ記入セラレ尙職業以下各事項中當該ケ所ニ關點ヲ附シ提出セラレタキコト

四 保護事項中釋放準備ノ爲メ監獄ニ出頭接見ス以下乗船發車地又ハ途中迄同伴スノ各項ハ小票整理期間中(例セハ大正四年ノ例セハ大正四年中)ニ釋放セシモノ外之レナキ答ナルニ小票整理期間以前ニ釋放セシモノニ對シ前記各項中ニ關點ヲ附シア

ル向アリ右ハ無用ノ手數ニ付今之ヲ廢止セラレタキコト
 以上記載ノ外小票整理方ニ付大正三年同四年ノ評議員會ニ於テ
 注意致置キタル通勵行セラレタキコト

○筑後免囚保護會近況

本會は明治四十年時の久留米分監長同監教誨師等相謀り、大谷派本願寺說教場内五拾坪の地を無償にて借受け福田院と命名して、保護會なるものを、創設せり。

爾來一意専心該事業の爲め、努めたりと雖ども當地方人は未だ保護思想に乏しく、その趣旨等をも解するもの多からざるを以て隨て、資金に窮し遺憾ながら僅か二年にして即ち（明治四十二年十二月）一時解散するの悲運に遭遇せり。

然るに偶々先帝登遐ましませしに際し恩赦令の煥發あり、其結果該事業の急務を適切に感したるを以て、崇谷教誨師を再興し以て、斯道の目的を遂行せんことに決意し、専ら其局に當り種々斡旋せられたるに、其效空しからず遂に大正元年十

月先きの福田院跡に久留米保護會と命名して、再興を見るに至れり。

斯くて益々斯道の爲め、盡瘁せられ發達を計りたるに其效顯はれ其筋より、獎勵金の下附を受くるに至りぬ。

大正三年二月分監長の多大なる援助のもとに本願寺部下各寺住職其他篤志家の贊助を得種々内容等にも改革を加へ、更に會名を、筑後保護會と、改稱せり要するに本會は創設已來時に興廢あり、意の如く發展することを得ざりしも幸に同地判檢事市長分監長等各顧問の熱誠なる盡瘁と、現會長及び理事長等の努力により、將來大に發展活動して、聊か社會に貢獻し得るの曙光を認むるに至りたるものなり。

○神奈川縣佛教慈悲德會講習會

同會本部に於ては去月二十七八の兩日其第三回免囚保護事業講習會を同縣橋樹郡大師河原外平間寺

内涉成園に於て開催せり、講師は釋宗演、休職大審院檢事河西博文、法學士川島一郎、典獄三浦貢、權田雷斧、典獄補黑田源太郎、教誨師土倉是空、同水谷任義の諸氏並に北島輔成會主事等にして會員は同縣下全體に亘る各支部の役員一百有餘名なりしが暑氣甚しく殊に兩日共暴風雨なるに拘はらず會員何れも熱心に傾聴せられたるは以て同縣下に於ける免囚保護事業前途の隆昌を卜することを得て洵に欣慶に堪へざるところなり尙ほ右講習會に付き同會長佐伯隆運氏が熱誠斡旋の勞を執られたるは來會者一同の特に満足せしところなり



彙 報

大正四年十一月の恩赦に關する調

大正五年六月三十日調

一 恩赦申立總人員 二〇、八五三人

内 譯 二〇、三八八人

非在監者 四六五人

在監者 一九、九〇三人

一 恩赦結果總人員 一九、九〇三人

内 譯 一八、九七六人

非在監者 一八、九三二人

在監者 四四八人

不詮議人員 七五二人

取下文ハ死亡人員 一七五人

一 御裁可恩赦種別内譯 七八八人

勅令第二百五號 八二二人

第八條ニ依ル特赦 一八三人

特 赦 一八三人

特別減刑 一〇人

在監者 一八人

非在監者 一八人

復讐 一六、九六二人 非在監者
一 受恩救者ニシテ再ヒ罪ヲ犯シタル總人員 一、七八〇人

有罪人員

一、五六二人
二一八人

○囚人の妻二兒を刺し自殺 山梨縣東山梨郡等々力村南宮傳十三人は去月三十日横領罪に依り甲府區裁判所に於て懲役三ヶ月に處せられ目下甲府監獄に收監中なるが同人の妻ケサノ(三七)は生計困難なるより二十三日午後二時頃月にて長女淺子(七)二女春子(五)を刺殺し尙ほ三男傳(三)を殺害せんとしたるも手許狂ひて重傷を負はせ自分は腹部を掻切り咽喉部を貫きて生命危篤なり

○出獄人監獄醫を訴ふ 千葉監獄に於て執行を受けたる窃盜累犯懲役十年中村由之助は在監中行狀不良にして常に同囚間の親和を害し官吏の命令に抗する等他囚惡化の虞ありしに依り處遇上注意を加へ居りしに大正元年十月中使麻實斯を患ひ同年十二月中卒然輕度の腦出血に冒され右半身不隨となり同年九月中病監に移し治療せるに監獄醫が投藥の錯誤より此疾病を醸したるものと邪推し彼は苦情を鳴らしたるこあり本年四月五日滿期釋放後七月二日監獄醫の私宅を叩き治療上に付苦情を訴へ身體困難の事情に依り此際何等か方法を採るの止むなき旨を告げ翌三日千葉地方裁判所拘事局に至り在監中投藥違ひより身體不自由となり

○受刑者の壓死

三池監獄に監禁窃盜累犯懲役八年田中安次郎は同監獄ノ原坑内に出來中七月十二日午後十一時三十分同坑東六十一片部内五十四昇右六十六片支柱股役の際俄然天井岩墜落し其下に壓死せるよし

○彦根分監の落雷

七月二十日午後五時頃諸所監獄彦根分監に落雷あり損害の狀況は領置品倉庫入口庇及之れより波及感電したる箇所二ヶ所に於て領置品倉庫庇に於ては約方二尺の穴を穿ち爲めに瓦數枚を破壊したり工場西側窓際に於て就業中なりし受刑者二名鐵ヤートに感電の波及を受け爲めに氣絶卒倒せるも約二十十分の後手當に依り何れも常體に復せるよし

○在監者の犯罪

大阪監獄堀川分監に監禁欺事件被告人河村音次郎及び文書偽造行使事件被告人今井喜市の二名は大阪控訴院に於て審理中自己に有利なる證據を提出せん欲し共謀の上株式會社通商銀行大阪支店奈良出張所名義の捺印ある白紙が領置品中にあるを奇貨とし無明書作成を名とし領置中の書類一括の下付を受け本年六月五日頃堀川分監筆記場に於て看守の隙に乘し右用紙を取出し株式會社通商銀行大阪支店奈良出張所名義の本店重役宛報告書謄を偽造し同月九日裁判出廷に際し私に辯明書の末尾に付したるを携帯し法廷に於て證據として提出したるも遂に偽造事實を發見せられ其目的を達せざりしと右事實は同房者大藏玉三が吏員に密告したる結果なり

○受刑者の逃走

十勝監獄音更山出役場作業中の受刑者和田恒雄は七月二日午後十二時迄の間に於て番看守の隙に乘じ出役小屋を脱出逃走し翌三日午前二時看守に於て囚員點檢を爲し本囚の逃走せるを發見し追跡の後同日午前五時三十分頃逮捕せるよし逃走の動機としては確認すべきものなく作業上危險と困難なるに堪へざる結果なるか如しと

○受刑者の逃走

札幌監獄小樽出張所在監窃盜初犯懲役三年松浦嘉七は十八歳未滿なるを以て函館監獄へ移送すべく準備中七月五日午後十二時過ぎ同出張所より逃走せるも同六日午前三時半頃巡査の手に逮捕せられたり

○刑事被告人の逃走

廣島監獄に監禁窃盜事件被告人高垣祥敏は七月十七日控訴棄却の旨言渡を受けたる刹那逃先の念を生じ未だ全部言渡の終らざるに先其場より疾走して恰も暑氣の爲め開放しありたる法廷入口より脱出し構内留置場の前面を通過して低き表門鐵きの塙壁を踰越して道路に下りたる跡より二名の看守追跡して直ちに逮捕したり

○受刑者の傷害

巢鴨監獄に監禁窃盜五犯懲役二年六月水島斷吉は同囚鈴木豐三郎に對し理髪用剃刀を以て切付け左側顔面に長さ約十三仙米突深き頸部筋肉を切斷し僅かに口腔粘膜を残す程度に至り全治四週間を要する創傷を負はしめたり原因は理髮夫なる豐三郎が作業中加害者の順番に至り順序を變更し他の者の理髮を爲さんとしたるより看守の注意を受け同人の理髮に取掛りたるも同人は尙不平を懷き一二口論の末俄かに憤激して此舉に出てし

たるに依り告訴する旨申立てたり檢事は五日監獄醫及び關係看守等の出頭を求め一應の取調を了したり

○刑事被告人の縊死

熊本監獄京町出張所在監傷害事件被告人宮本直八は六月二十二日午後三時五分監房看守の隙を見計ひ居房々屏視察孔鐵格子に自己の綿縮緬六尺の兵兒帶を通し其兩端を頸部に一重巻きて引き結び立膝の儘縊死せるを發見し手當を加へたるも蘇生するに至らず原因は被害者負傷の程度重きを悲觀したるならん

○刑事被告人の縊死

東京監獄殺人事件被告人篠塚定次郎は七月三日午後九時四十分貸與の淺葱色五布蒲團の一端を破り之を絞りに纏ひ如くなし頸部に一回巻付け縊死したり原因は上告棄却に依り絶望の結果悲觀せるなり

○受刑者の縊死

甲府監獄に監禁窃盜十一犯懲役六年松下又一は七月十一日午前一時五十分頃居房鐵格子に自己の三尺帶と手拭とを繋ぎ合せ縊死を遂げたり原因は他囚より社會主義者なりと惡口せられたるを憤慨し精神に異狀を來したる結果此始末に及びたるなり

○社會主義者の病死

千葉監獄に監禁法第七十三條罪無期懲役々々木道元は本年三月八日氣管枝炎に罹り休役の上療養を加へたるに四月十三日に至り肺結核の徵候を呈し爾來隔斷監に收容し畢ら治療中漸次重態に陥り七月十五日午後一時五十分頃苦悶の狀なく死亡せるよし

なり

○受刑者の暴行

巢鴨監獄在監強姦盜犯受刑者龜井勢市郎は七月十二日午後六時四十五分同高橋金三郎に對し作業用の小刀を以て頭部に切付け尙一尺程の木片を以て毆打し人事不省に陥らしめたり原因は惡口を同囚間に吹聴したるを憤慨したるものなり

○受刑者の傷害

巢鴨監獄在監受刑者皆川連治は同因細沼平藏飯塚皆吉に對し七月十四日午前四時四十分作業用鋤の臺を外つしたるものを以て切付け全治何れも三四週間以上を要する重傷を負はしめたり事の起りは今朝連治の草履が紛失したるに平藏が持行きたるものと思惟し之を訊れたるも平藏が知らぬ旨答へ一二押問答の末切付け次いて連治を押除けんとしたる皆吉にも切付けたるなり



會報

○監獄協會々報

○監獄官練習所修業證書授與式

第八回監獄官練習所修業證書授與式は七月十日舉行せるが其概況に付ては前號本誌を以て取敢へず報道し置きたるも尙當日式場に於ける司法大臣閣下の祝詞鈴木次官泉二博士の演説谷田所長の挨拶並に卒業生總代の答辭は左の如し

司法大臣祝詞

本日第八回監獄官練習所修業證書授與式を舉ぐるは本大臣の欣喜に勝へざる所なり願ふに獄務の發展を圖るには監獄官吏其の人を得ざるべからず監獄官吏其の人を得るは之が智識を啓發するに在り本所是に鑑み年々練習生を薰陶して此の必須の要求に應せり今回又八十三名の修業生を出したるは洵に慶賀すべき所なり是れ所長並講師各位の指導提撕其の宜きを得たると練習生諸

叙任

叙勳一等	典獄(三池)	司法大臣	尾崎行雄
三級俸下賜	同(横濱)	同	清水精四郎
七級俸下賜	同(山口)	同	三浦貢
同	同(所)	同	山川一郎
五級俸下賜	同(所)	同	推名通藏
六級俸下賜	典獄補長(崎)	同	大原公平
叙勳六等	同(山)	同	關平田彦次郎
給三級俸大阪監獄勤務ヲ命ス	同(廣島)	同	富樫源治
三池監獄勤務ヲ命ス	同(大阪)	同	菅喜一郎
任看守長給十級俸長野監獄勤務ヲ命ス	同(大)	同	北崎唯次郎
西條分監長ヲ命ス	看守(三池)	同	境外次郎
松山監獄本監勤務ヲ命ス	看守(豐多摩)	同	同
給六級俸新潟監獄勤務ヲ命ス	看守(松山)	同	西原義三郎
東京監獄勤務ヲ命ス	同(新)	同	加藤利正
叙從七位	同(豐多摩)	同	渡部誠一郎
叙正八位	同(松山)	同	柴田常次郎
叙勳七等	同(松山)	同	谷山景信
同	同(三池)	同	齊藤常吉
依願免本官	同(沖)	同	平井厚次郎
同	同(池)	同	谷川瀧平

子の切礎の功を積みたるに由らすむはあらず抑

僅少の日月を以て堅切なる學課を授く固より應を

開しをを鉤するは其の目的に非ず乃ち實際に施し

て直に之が功用を顯はすに在り諸子今業成り學問

の寶庫を開くべき管鍵を獲たり宜しく尚研學に倦

らず庫中の至寶を腹筒に斂め以て實際に應用し國

家に貢獻する所あるべきなり若夫れ徳性の涵養と

規律の嚴守とに至ては即ち司獄官吏の精神なるを

以て日常之に最むべきを信するも尙一層の淬勵を

望む爰に所感を陳べて祝詞と爲す

大正五年七月十日

司法大臣 尾崎 行雄

谷田所長挨拶

閣下並諸君、私は練習所長と致しまして一言御挨拶を申し上げます。

本日此所に第八回目の監獄官練習所の修業證書授與式を行ひまするに付きまして閣下並に諸君の御來臨を辱ふ致しましたのは此練習所の非常に光榮と致す所でございます、取則け時節柄炎暑が甚しい折柄でありますに拘らず、公務御多端の間を御差繰り下さいま

して監獄御出を載きましたのは練習所の職員たる我々のみならず、殊に練習生一同の面目でございまして深く感謝致します。

此練習所も此度で八回の卒業生を出すことになりました。丁度開所以來八年に相成ります。此間常練習所で修業を致しました者が五百十人になりましたので、修業時間は僅に四ヶ月でございまして授けます學科も寧ろ不完全なものでございしますが、此五百十人の監獄官吏は常練習所に於きまして修業致しました所を各監獄に齎して我邦の監獄事業に貢獻致しました。廉は決して駄目ないのでございまして、是に至りましたのも畢竟今日御來臨の榮を得ました閣下並に諸君の特別の御高配の致す所である存在します。深く此點に付きましたも御禮を申し上げます。尙ほ今後共相變らず御配慮を煩はたく希望致します。御承知の通り監獄の仕事も年々多量形を改めては参りますが、まだ幼稚なものでございまして、今後施設經營致さなければならぬことは山程でございます。殊に我日本は年々非常な長足の進歩を致しまして、總ての社會の制度文物は年々共に變つて参ります。同時に我監獄行政の仕事も面目を改めて往かなくてはならぬのでございまして、時代の要求に應ずるには監獄に於ても今後益々奮つて多くの施設をせねければならぬこと、心得ます之を致します。には色々仕事もございしますが、監獄官の人物を養成するといふことは最も大切な點であらうと考へて居ります。どうか司法部の當局者の御方々並に我練習所の爲めに年來御盡力下さい。所の講師諸君に於かれまして今後共相變らず同情

と御盡力を衰ひたいのでございまして。

修業生諸君に一言別れに臨んで申上げて置きますが、諸君が四ヶ月の間此處に御勉強になつて、今日修業證書を得らるゝといふことは寧ろ御日出度い次第でございまして深く喜びを申し上げます。是までの経験に依りまする練習期間は僅に四ヶ月ではありますが、其間に或は病氣に罹つて途中休學或は退學をする人があるが、其間には練習所の規則に違背して處罰を受ける人などもありますが、或は誤つて練習所の規則に違背して處罰を受ける人などもありますが、寧ろ歓迎したいことでございます。私に練習所を開く初には始終此事を擧げて練習生諸子の注意を促しまして、あるのであつて、此第八回目の練習所を開くに當りましても前例に依つて此事を諸君に告げて諸君の反省を促して置いたのであります。然る所諸君は能く我々職員を諒せられて、衛生にも非常に注意をされたものと見て、一人も今度は病氣で退學等をされた人がなかつた、又能く學校の規則なり寄宿舎の規則を遵奉されて一人も反則者等を出さなかつたのは寧ろ結構なことでございます。是は所長たる私のみならず職員一同が非常に満足をして喜んで居る所でございまして、諸君が今後執らるべき所の態度又監獄官として心得て置かるべき事柄は私が練習所の開所の初めに當つて聊か諸君に申上げて置きました。又此練習期間の中に各講師の方々から充分に教授せられた所でございまして、是等のことに付ては私は更に重ねて茲に之を繰返す必要はないこと、と思ひます。から何も申上げない、唯一つ申して置きたいのは先程も御話をする通りに、日本の國は非常な勢ひで年

年歳々進歩して居るのであります。動もすれば監獄の方の事柄に付ては何か社會と懸隔つて居るやうに思ふ人がある。監獄官自身も餘り刺激も感じないやうに思はれるのですが、決してさういふものではない。我々の主として目的として居る所は犯罪を犯して道を迷つた所の者を治して社會の良民として復歸せしむるといふのが現在行刑の本旨でございまして、此趣意を達する爲めに色々な學術を研究しつゝあるものであります。世の中の趨勢、世の中の必要、是は最も監獄官が能く存込んで置かなければならぬ所でありまして、さうして我監獄の仕事は是も先程申す通りまだ極めて幼稚なものであつて、改革すべきことは山程ある。此時に當つて監獄の改良を遂げて行つて時勢の必要に應ずるやうにして行くといふのが我々及び諸君一同の責任であるのであります。爰で諸君が練習せられたことは實はまた其一端に過ぎない、四ヶ月や五ヶ月位やつたことはどの位勉強して修めても知れたものでありまして、諸君が是から大に研究せらるるのは今後實務に當つて、此習つた所を之を経験して見、之を練磨して行く其裡に在るのであります。それ故に諸君は今後夫れ／＼職に就かれる上に於て始終進歩しなければならぬ。此處ではいかぬ、而して此進歩を遂げ監獄の改良を遂げるのは自分の責任であるといふことを充分に自覺せられて、益々斯道に奮勵せられむことを希望するのであります。どうか諸君が愈々御健康であつてさうして此練習所の修業生たる名譽を辱しめないのみならず、忠良なる我帝國の監獄官吏の本能を大に發揮せられむことを希望し

て息まないものであります。之を送別の辭と致します。

鈴木司法次官祝辭

諸君、本日第八回の卒業式を擧げらるゝに當つて諸君の爲めに一言の御祝ひを申し上げます。これは私の最も欣ばしく感ずる所でありまして、諸君は數月研鑽の功茲に成つて、本日卒業の榮譽を荷はるゝ、といふ事柄は單り諸君の爲に欣び且つ賀すべしとのみならず、我監獄の爲にも遂に慶ぶべき次第であります。諸君は既に若干の経験を有つて居られる上に此度講師諸君の斬新なる學理の教授を受けられて、是より實務に之を應用せらるゝといふことになりました。以上は、我監獄施設の上に大なる利益を現はし、最も良好なる成績を見るべきものであるといふことは期して待つべきことでありまして、願ふに監獄行刑の事に付きまして種々考ふべきことばあります。が、殊に注意して、殊に大切と爲すべき事柄は罪囚者に對する取扱の良否如何に在るのである、之に對する所遇其宜しきを得ませぬければ監獄の制度といふものを根本に破壊するものである、罪囚に對する所の諸君の執るべき心得方といふものは寧ろ困難重要なことにして、眞に難儀のことである、嚴に失すれば反抗の心を起し、寛に流るれば恩に馴れる、誠に始末のむづかしいものである。而して各罪囚に對して悔過遷善の途を全ふしやうといふに付きましては罪囚各自の性格を鑑別して、夫れ／＼に向つて相當の措置を爲し、以て眞に己れの犯せる罪の非なることを悟らしめ、再び監獄へ還入つて来るといふやうなことをすまいといふことにする

といふ事柄は一に諸君の手腕に待つのである、其之を此に至らしむる途は多々ありませうが、抽象的に一言で申せば、諸君が罪因を取扱ふに付て一に眞心を以て之に臨む、所謂至誠以て事を處するといふ事柄が最も必要なことである、苟も好惡の念に驅られて、彼に厚く之に薄く其間に公平を失ふることがありまするならば、其間に非常の不平を起し、行刑の目的を阻害するといふことになる、諸君が事を處するに當つて一に眞心に依り誠を以て之に莅まれるといふことになれば、多少嚴格に流るゝことありて其命に従ひ、全く以て自分が惡かつたから斯ういふことになるのであるといふて眞心自分の非を悔ゆるといふことになる、之に反して自分の私心よりして其間に公平を失するやうな處置を致すことがありまするといふこと、當り前のことを命ぜられたのでも、當り前のことで處置されたのも、辭根性に依つて却て惡い方に導くといふことになる、此間罪因を處遇する上に於きましては決して好惡の念に驅らるゝといふことをなしてはならぬのである、此事は私が茲に改て言ふ必要もない、既に所長より數次訓示もあり、又講師諸君より此點に付ては繰返し／＼教授を受けられたことであらうと思ふ、要するに諸君が數ヶ月の間に學び得られた所の新知識を齎らして今や任地へ歸へられ實務に之を應用せらるゝといふことに付きましては、唯今申しました所の所謂至誠を以て事に臨むといふ所の心を専らにせられむことを希望するのであります、諸君と別るゝに臨んで一言之を

謹ぞ致します。

泉二博士祝辭

本日此御目出度い式場に於て一場の御話を申上げるのは非常に光榮とする所でありませう諸君は此暑中にも拘らず刻苦風勉せられまして、本日の榮譽ある卒業式に際會せらるゝといふことは寔に目出度いことでありませう、卒業式は總て目出度いのであります、併ながら此卒業式は一層目出度い理由があると思はるゝのであります、他の學校を卒業しても目出度いに違ひないけれども、卒業すると同時に直ぐ就業難、それから將來の方針に付て迷ふといふやうな非常な苦心と艱難を差控へて居るのであります、之に反しまして諸君は唯新知識を得られて之を實地に應用すべき地位を既に具へて居られるのであります、何の心配が無いのである、樂んで以て職務に盡すことを得られる諸君の事業でありますから、此點に付て一層目出度い申上げるのであります、それから又外の講師諸君の御受持の科目に付ては如何であるか存じませぬが、本期の諸君は事實私の經驗を申上げるのであります、所長からも御話のありましたやうに、健全に皆揃つて卒業されるといふのも甚だ結構なことでありませうが、卒業も極めて熱心に講義などを御聽きになる模様を見受けたのであります、其爲めでありませう、私の受持の科目の試験は從來此練習所に於ても、又私が別に關係して居る學校、練習所等の試験に於ても未だ曾て見ざる如く諸君が揃つて立派な答案を作製せられたといふことに付きましては、私は非常に満足して居るの

であります、此點に付きまして更に又目出度いといふことを申上げたいのであります。

是から諸君が各々歸任せられまして實地に當つて既に授けられたる學科の知識を應用されるといふことに付きましては、唯其學問上の知識といふことばかりを誇りましてはならぬであつて、自ら人を監督する者は又其自らの品性を高ふし人の模範となるやうな行狀を以て臨まなければ多數の者を支配して行けないといふことは殊に言ふまでもないことでありまして、その點は從來所長閣下を始めと致しまして、それ／＼充分の御訓示のあることでありますから私の改めて申上げることでありませぬ、諸君が今まで授けられましたる學科は一として諸君の司獄上の實地に付て必要ならざる學科といふものは無い筈であります、併ながら何れも諸君が行刑の目的を達する爲めに必要な科學であるといふ點に於ては變る所はあるまいと思ひます、私の受持ちました方面から申しますれば、是は大體既に講義中に御話し申上げたのでありますからかくとくどしく繰返して申しませぬ、今日の行刑上又行刑上のみならず總て刑事政策の點から申しまして、最も必要な觀念は個別主義の觀念であります、個別主義の觀念は私は唯最も新しい觀念ではないと思ひます、總ての事柄に對し矢張り此個別主義といふのは今まで言はず語らずの裡に行はれて居たものであらうと思ふ、又それでなければ總ての事柄が納らないといふことを誰據立てるのであらうと思ひます、昔から通材を適所に置くといふことを申します、是も個別

主義の一つの應用であらうと思ひます、其觀念は例へば四人を取扱ひますに付きましては、殊に作業等の種類を極めるに付きましては矢張り、其能といふものを見てやらなければならぬ、其能力ばかりでなく、監獄法に規定されました種々の狀況といふものを斟酌して極めなければならぬ、是も矢張り個別主義の應用でありませう、唯此刑事の方面のみならず總ての方面に於て個別主義でなければ、余り抽象的な事柄をやつて居るといふのでは實際の效果は舉るまいと思ふのであります、近頃殊に裁判と監獄の事務に付て個別主義の最も必要なことを鼓吹されるのは從來の者が其根本觀念を離れて居つたから、今日になつてさういふ主義の必要なことが鼓吹されるに過ぎないと思ふ、これで刑法の上からも刑事訴訟法の上からも皆個別主義が必要である、監獄法からいふても無論必要であります、唯刑法でも充分に個別主義を見て居るのでありませうが、併ながら未だ充分とは言へないのであります、刑事訴訟法でも同様であります、個別主義の應用はまだ充分には出来て居らぬのである、監獄法に至りましては刑法、刑事訴訟法よりも個別主義の出来る途が随分開かれて居ると思へるのであります、大凡此制度の大勢は寧ろ法律に非ずして人に待たなければならぬといふことは言ふまでもないのであります、當局に於て年々此の如く練習生を集めて練習をさせる趣旨も其處に在るだらうと思ふのであります、又一般に知識が其方面に於て發達して一般の思想が稍々平均して行かなければ、如何に一人の人が改良を發起致ししても其事は通らな

い、又制度の上にはそれを現はして見ても實際に當つて之を運用する人がそれだけの能力がなければ全く法は死物に歸して仕舞つて當局の目的を達することは出来ないのである。諸君は是から其法を實際に運用する中堅に立つて働かなければならぬ人達でありますからして、益々自重せられて今日の政策の趣旨の在る所に盡力せらるゝやうに希望するのであります。

監獄法に付きましては監獄法の規定のみでありませぬ、刑の規定に付て刑の政策殊に歐米諸國で必要なりとせられて居る刑事政策の觀念に従つて應用すれば應用の出来る規定が幾らもありませぬ、例へば今日では刑罰の執行に付て漸進主義を執ることが最も必要であるといふことは一般に認められて居る、我刑法ではさういふ制度は表面に現はれて居りませぬけれども、此假出獄の制度の如きは余程運用が自由に出来るやうな規定になつて居るのである、之をうまく應用して行きますならば全く法律で以て漸進主義を規定して居るのと同じやうな結果を持て行くに妨ないことであらうと思ひます、其假出獄をするに付きましては即ち此個刑主義の觀念を實地に應用して行くだけの能力がなければ實際の效果を奏することは出来まいと思ふ、それから又今日幼年監獄の制度に付きまして諸國で非常な改良論がありますが、日本に於きましては別段の精しい法律はないやうでありますけれども、監獄法の規定の範圍内に於て此一般の主義に基いて出来るだけの改良を當局に於て企てられてゐる、あるといふことは仄に聞及んで居る次第であります、階級制度

といふことになる一方である、所が精神病理のことは極く必要であるに拘はらず、今日の實際に於ては斯ういふことを申しますと口巾ないことではありますけれども、一般に立法者、行刑者の方で充分の知識がないといふことがありはせぬかと思ふのであります、人の名も申しませぬ、裁判所の名も申しませぬが、或田舎の裁判所で何か精神に異状があるらしいといふので、そこでどういふ處置をするかといふと、仕方がありません、其地方の或病院長に鑑定を求めます、其病院長は醫學博士であります、醫學博士であるから此人に頼めば精神の鑑定は出来る、裁判所で思つたに違ひないのであります、併ながら我々法律家からいふても法律にも各々其分科があります、全く法律を知らない百姓に比べて見れば専門外の法律の事でありまして多少普通の知識はあるだろと思ひます、併ながら専門外のことでありますといふとどうも其知識は曖昧なことを免れぬ、世間の人は彼の人法律學者であるから何でも知つて居ると思つて掛つて来る、こつちの方でそれは私の専門外のことであるから知りませぬと斷つて仕舞へば何でもありません、知つたが振りで答ふる、あの法律學者が言ふことであるから間違ひはなからうと信用しますから危険至極になります、殊に御醫者さんであれば其通りであると思ふのであります、醫者の方にもそれだけの専門がある、だから外科の御醫者さんに精神病のことを聞いても大體からいふて分らぬのであります、イヤ大體は分つて居りますけれども細か

なとも二三の監獄に於て既に實地に行つて居られるやうであります、漸次に此行刑の目的を達するに付て必要なる主義が一般に普及するやうになるであらうといふことを考へまして、私に私なども仕合せてあると考へて居るのであります、此階級主義などの實行に付きましては矢張り其任に當らるゝ諸君が個別主義といふ觀念を最も頭に置いて往かなければならぬことであらうと思ふのであります、此個別主義の應用に付きまして色々な事情が必要でありませうが、併ながら其中でも最も精神病理等の事に付きましては細密なる注意を要することであると思ふのであります、固より諸君の總てが此精神病理等の専門に當らるゝといふことはそれはむづかしいことでありませぬ、併ながら大體に於て其心得がある、さうして其専門の醫師の諸君と計るといふ極く大體の思想があるといふことで極く必要なことであらうと思ひます、此病的原因に基いて犯罪を爲す所の者を普通の人間と同じやうな取扱をするといふことで、到底其目的を達し得ないといふことは是は言ふまでもないことであらうと思ふのであります、例へば監獄の規律といふことから申しますと、規律は監獄の生命である、是は何處までも強行しなければならぬことでありませぬ、作ながら其目的となる所の囚人其者に於て能力から見て幾ら規律を實行しやうといふとしても規律の實行の出来ない者があるだらうと思ふのであります、さういふ精神病理の模様が分つて居るならば、あいつはさういふことを聴かぬ、何處までも強壓的にやれといふことになれば、益々死物狂ひになつて秩序を棄す

経験がないから鑑定が出来ませぬといふて斷つて呉れば宜いのであります、地方で醫學博士とか病院長とかいふ地位を持つて居る者が此鑑定が出来ませぬといふと名譽に係はるので斷はる、ことが出来ない、そこで引受ける知識がなくて非常に困る、それに付て面白い話があります、私の方に傍に意見を徴しに來た實例があるものであります、斯ういふ問題に付て鑑定を命ぜられて困つた、どうしたら宜いだらうといふことを聞いて來た、私は實に驚いたのであります、成程御尤もだ裁判所に是だけの考があればさういふ人に鑑定を命じないのである、けれども命じた以上斯ういふ風になつて來るのはいふを得ぬのである、併し斯ういふ人の鑑定が裁判所に出る、いふと醫學博士の某の鑑定であるといふので、絶對權力を持つといふことになる、危険なことであると思ひます、さういふ意見に付きましては醫學雜誌等に澤山に論ぜられてあります、かの數年分の國家醫學會雜誌を一纏めにすれば心神耗弱者さかといふものは斯ういふ風に見て居るのであるといふことをちよつと言つてやつた例があります、是は決して珍しいことでない、それが當り前だと思ふのであります、又是もさういふ一極に悪いといふ批評は出来ないかも知れませぬが、何處かの監獄であります、二年位此方監獄に遣入つて居つて、さうも監獄の官吏が自分を憎んで始終食物に毒を入れるものと信じて飯を食はない、飯を食はないで二三日位宛絶食する、いふことは今まで實際ある、それは監獄官吏が能く知つて居るこ

とである。どうも何か毒を入れてある、始終油見たやうにそれがた
なびいて居る、それを少しでも食べると必ず吐血をする、是は毒を
入れて盛り殺すに違ひない。本人は確信して居るに違ひないので
あります、其事を上申すると頭ごなしに叱り付けるから申言えな
す。ことが出来ない、官吏の方ではさういふことを知らないの
から叱り付けるのは無理もないことであり、併ながら其處に一人
人精神病理の考のある人があつたならば、唯頭ごなしに叱り付ける
のでなしに取扱ひが違ふであらうと思ふ、所が囚人は自分が毒で殺
されるよりは何か裁判所に出て申開をしたいといふ考を以て、さ
ういふ監獄のさういふ役人でありましたか、自分の理髪をする際
に其者の剃刀を引取つて理髪者の咽喉を切つて殺したのでありま
す、それは殺人をして裁判所に引出されたならば、裁判所で立派に
事實を申立て、何とか保護して貰はうといふ考であつたらしいの
であります、それで一番の裁判所でおかしいと見たのでありませ
う、鑑定をさせる。其御醫者さんは鑑定を出してありますが、是は
少しも精神病ではない、總て能く物事を隠したり理窟を言つたり、
才智が長けて居つたり、是は恐く佯狂であるといふ鑑定を下した、
そこで私は疑ふのであります、果して其御醫者さんが専門の御醫者
さんであつたらうか、病院長でなければ、是も曾て私の経験した
やうなことであるまいか。どうも絶食するなんといふことがあ
りけれども、どうも精神病者のやうなことは違ふといふことが書いて
ある、何故に違ふかといふ理窟は少しも示してない、そこで私共は

さういふ取扱に付て區別をすることを禁じて居る法規はありませ
ぬが、刑法では心神耗弱者であるといふことが分つても失張り刑を
科するといふことより、裁判として病院に送るといふことは許しま
せぬが、監獄では随分それ等を學理の應用、科學の研究に依りまし
て個別主義を尊ぶ、既決囚人に對しては充分に應用する途がある
のであります、諸君は上に典獄、所長を戴いて居るのでありますか
ら、諸君自己の決する所を直ちに之を施行するといふことにはなり
ますまい、併ながら所長の補助者となつて諸君の研究された所を實
地に應用して行くといふことになるべきものでありますから、今
まで御學びになりました所を實地の事件に依つて充分に確めてさ
うして出来る限り獄務行刑の改良といふことに盡力されむこと
を希望して止まないものであります。

暑い時に大變長たらしいことを申し上げまして、閣下諸君の御清聽
を汚しましたのは甚だ恐縮に堪へませぬ。

答 辭

大正五年七月十日第八回 監獄官練習生修業證書授與ノ式ヲ學ケラ
レ茲ニ閣下並各位ノ貴臨ヲ辱フシ尙懇篤ナル訓諭ヲ賜ハル生等ノ
光榮何チ以テカ之ニ加ヘン

願フニ治獄ノ要ハ施設ノ完備ト理事者ノ適否ニ在ルハ敢テ發言ナ
要セサル所ナリ而シテ之レカ施設ニ於ケル歲ト共ニ進捗シ其面目
ヲ改ムト雖モ理事者ノ訓練ニ至テハ椅伴ハサルノ憾ナシトセス是
レ逐年施設ノ改善ト共ニ監獄官練習所ノ開設セラルル所ナルヘシ

其鑑定が信用を置ける鑑定であるや否やといふことに付ては非常
に疑問を持つて居るのであります、是は外部には申上げられませ
ぬ、爰は内部のことでありますから私の職務上實驗したことに付て
申上げるのであります、併し兎に角上告審では事實を彼は言ふ譯に
行きませぬ、それは其鑑定が棄却になりましては誤りけれども、是は余
程怪しいものでないか、或は其實驗は正確にやられ居るのかも知れ
ませぬが、例へばさういふ事件などに付ては誤りが有り易いといふ
ことを申上げる、其事が誤つて居つたといふことを申すことは憚
ります、唯誤りが有り易いことを考へるのであります。

随分近頃亞米利加、歐羅巴諸國で刑事訴訟法に幼年者に對する訴
訟に付きましてはクリニツクちつと精神病的の研究をする設備
がありまして、少しでも疑はし者があつたならば是で以て審査を
してそれから裁判をするることになつて居ります、今日、日本ではさ
ういふ設備がないので、裁判所の方では心神喪失者に非ざる限りは
監獄の方に送つて仕舞ふ、監獄の方では御醫者さんがありますから
殊に御醫者さんの方で精神病理の研究をする、精神病理の研究はか
りでない、ロンブローアあたりの人類學の研究もされまして、個人
的の方面の研究も、社會的の方面の研究も勿論必要であります、殊
に其人間の取扱ひから言ひますと、個人的研究が必要であります、
監獄の御醫者さんが其間に於て研究されたならば個人的研究の應
用を以て此人間は普通の人と同様に取扱つてはならぬのであると
いふことを明かにすることが出来るやうと思ふのであります、監獄で

今茲第八回練習所ノ開設セラルル生等選ハレテ入所シ所長閣下
致諸語諸賢ノ熱誠ナル薫陶ヲ蒙ルコト四閱月爲ニ昔日ノ蒙テ啓ク
ヲ得タルハ深ク感謝スル所ナリ只其教旨ハルヤ汎且深遠ニシテ生
廣等ノ不敏幾ニ一端ヲ窺ヒ得タルニ過キサルハ衷心順ミテ恒悦タ
リ唯將來研鑽ヲ怠ラス其足ラサルヲ補ハントス
生等不日任ニ歸ルヘシ其復ヒ實務ニ就クニ當リテハ一周ノ巡警一
回ノ點檢モ亦全局ノ消長ニ影響スルモノアルヲ思ヒ格勸精勵其責
任ヲ盡シ一ハ以テ治獄ノ教養ヲ學クルニ努メ一ハ以テ閣下並諸賢
ノ訓諭ニ副ハントテ期ス職責表ヲ述ヘ以テ答辭トス
大正五年七月十日

第八回監獄官練習生總代

朝鮮總長府屬

森

總次郎

○贈與金

去月二十日二十七日 本月五日附を以て元盛岡監
獄看守萬木貞次郎氏外五十五名に對し本會々則第
十一條第一項第一號乃至第五號に依り參圓以上十
八圓迄の金員を贈呈せり

○補成會々報

○北島主事の出張

本會北島主事は七月二十八日神奈川縣慈德會主催の第三回免囚保護事業講習會に臨席し即日歸京せり其概略は別項所載の通りなるも尙其講演等は漸次本誌上を以て報道する所あるへし

○其後の加盟保護會及支部設置

府縣	名稱	所在地	保護方法	保護區域
德島	德島縣免囚保護聯合會	德島市福島本町七八ノ一	同	統一機關
埼玉	埼玉縣自願會	大里郡小原村	同	同
同	三十八支部	文珠寺内	同	同
同	三十九支部	同郡花園村大通寺内	同	同

○保護會の移轉及改稱

滋賀縣保護院は同縣滋賀郡膳所町膳所五六六番地に又滋賀縣淨土宗至德會は同縣滋賀郡膳所町西念寺内に其事務所を移轉し又明治佛教保護會(愛媛)は利生會と改稱せり

司法省監獄公文

○司法省告示第三十二號(大正五年八月五日司法大臣)

明治三十六年三月司法省告示第十八號中左ノ通政正

ス

十勝監獄ノ項「根室分監北海道根室郡根室町」ヲ削リ同項ニ「釧路分監北海道釧路郡釧路町」ヲ札幌監獄ノ項「樺太分監」ノ前ニ「旭川分監北海道旭川區」ヲ加ヘ大正五年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス
名古屋監獄ノ項岡崎分監ノ所在地「額田郡岡崎町」ヲ「岡崎市」ニ札幌分監ノ項樺太分監ノ所在地「豊原」ヲ「豊原郡豊原町」ニ改ム

○監丙第六七八號(大正五年八月十日奈良監獄)

受刑者ヲ證人トシテ公判廷ニ出廷セシメタル場

合戒具使用方ノ件

七月二十七日奈良監獄第七四二號ヲ以テ受刑者ヲ證人トシテ公判廷ニ出廷セシメタル場合合戒具使用方

○新刊紹介

リズ 刑法學說評釋 東京控訴院 檢事 武田鬼十郎君著

我刑法ニ於ケル刑罰ノ根本原理ヲ知ラント欲セハ刑法學ノ泰斗フカシ、リトス氏ノ所說ニ學ハザルベカラズ是レ我刑法ハ現代ノ要求ヲ容レ目的刑主義ニ則リシモノニシテ此ノ新主義ナルヤリ氏ノ學說ニ貢フトコロ最も多キニ在レバナリ、而シテ坊間リ氏ノ學說ヲ紹介セルノ書籍無キニアラスト雖モ其根本ノ原理ヲ詳說シタルモノ極メテ罕ナリシガ茲ニ爲學ナル著者ニ依テ本書ヲ公ニセラレタルハ新學ノ爲メ尤モ幸福トスル所ナリ、更ニ本書ノ内容ヲ見ルニ刑罰ノ根本問題ニ對スルリ氏ノ主張ヲ説ク極メテ精細、之レニ對スル諸家ノ學說ヲ學ケ對照批評シ、我刑法ヲ採用セル目的刑主義ニ付テモ其說明詳密ヲ極ム、以テ我刑法ニ於ケル刑罰ノ本義ヲ解シ、行刑ノ根本觀念ヲ確立スルヲ得ヘク特ニ司獄官ニ於テ必讀ノ真書タルヲ疑ハス爲メニ紹介ノ勞ヲ執ル所以ナリ(定價金五十錢有要閣發賣)

ニ付疑義ノ廉御問合相成候處公判廷ニ於テハ總テ裁判長ノ指揮ニ待ツヘキモノナレハ戒具ノ使用ニ付テモ裁判長ノ意見ニ從フヘキモノト思考致候但シ監獄吏員ハ戒具ヲ施スヘキ必要ヲ認メタルトキハ一應裁判長ニ注意スヘキ義ト御了知相成度此段及回答候也

○奈良發第七四二號(正五年七月二十七日監獄大)

自由刑ノ執行中ニ係ル在監者ヲ證人トシテ公判廷

ニ出廷セシメタル場合之ニ對シテ戒具ヲ使用シ得ベキヤ否ヤニ關シ該囚ニシテ自殺逃走暴行等ノ如キ虞アリ苟クモ戒護上其必要ヲ認ムルニ於テハ之ヲ施スコトヲ得ベシトスルモノ及事由ノ如何ヲ問ハズ絕對ニ之ヲ施スベキモノニアラストスルモノノ二見解有之如ク從テ實際問題トシテモ疑義ニ涉リ候條右ハ何レヲ正解ト可認モノニ有之候哉何分ノ御回報相願度此段及照會候也

左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○休職俸給ノ支給期日
休職官吏ノ俸給ハ一般ノ俸給期日ニ支給スヘキモノトス

○休職官吏ト他途就職

文官分限令ニ依リ休職ヲ命セラレタル官吏カ官吏服務紀律ニ依リ本屬長官ノ許可ヲ得テ他ノ職務ニ就クハ差支ナキモノトス而シテ此場合ニハ休職俸給ハ依然支給セラレヘキモノトス

○換算上六里以上ノ場合ト日當全額ノ支給

一旅行ニシテ陸路二里三十町鐵道二十哩水路四海里ニ亘ルトキ日當額ヲ定ムルニ方リ鐵道及水路ヲ陸路ニ換算スレハ鐵道ハ二里十八町水路ハ二十八町四十八間ニシテ之ヲ陸路ニ通算セハ合計六里四町四十八間トナリ換算上所謂陸路六里未滿ニアラサルヲ以テ右例示ノ場合ニハ日當全額ヲ支給シ差支ナキモノトス(内國旅費規則第八條參照)

○赴任手當ノ支給

内國旅費規則第十一條ニ新ニ任用スル爲メ召喚セ

ラレタル者ニハ官吏赴任ノ例ニ準シ云々トアルハ鐵道貨、船貨、車馬賃、日當、宿泊料ノ外ニ同第六條ノ赴任手當ヲモ支給スヘキ趣旨ナリトス

○巡查看守退隱料及遺族扶助料法第三條第二項ニ所謂受クヘキモノノ解釋

巡查看守退隱料及遺族扶助料法第一條各號ノ一ニ該當スル退職看守ニシテ一時金ヲ請求スル期間ヲ經過シ爲メニ一時金ヲ受ケスシテ再ヒ前職ニ就キ一年以上勤績退職シタル場合ニ於ケル年數計算方ニ付テハ前記ノ如ク請求期間經過ノ爲メ現ニ一時金ヲ受ケサルモ退職當時受ケ得ヘキ資格アリシモノナルニ依リ同法第三條第二項中ニ所謂又ハ受クヘキモノト看做シ前後ノ年數ヲ通算シ然ルヘキヤト謂フニ右第三條第二項ニ所謂又ハ受クヘキモノトハ一時金ヲ請求スヘキ資格ヲ具備シ未タ之ヲ請求權ヲ行使セス且第二十一條ニ依リ權利ヲ喪失セサルモノヲ指稱シタルモノナルニ付例示ノ如キ場合ハ前後ノ年數ヲ通算シ能ハサルモノトス

東京控訴院
事
ドクトル、ユリス
ウトリウス
武田鬼十郎君著

リス 氏 刑法學說評釋

菊版百二十六頁
郵稅共五十錢
監獄協會員ニ限リ一割引

目次

- 第一章緒論
- 第二章刑罰ノ根本問題ニ對スルリスト氏ノ主張
- 第三章原始的刑罰ニ對スルリスト氏ノ主張
- 第四章刑罰ノ法律化ニ對スルリスト氏ノ主張
- 第五章刑罰ノ量定原則ニ對スルリスト氏ノ主張
- 第六章適切ナル法益保護トシテ刑罰ニ對スルリスト氏ノ主張
- 第七章以上ノ主張ニ對スルリスト氏ノ結論

申込所

監獄協會

【注意】代金ハ監獄協會へ御拂込相成度候

監獄協會主事 正五位北島良吉君著

法窓隨筆

四六判二百二十頁
定價金 五拾錢
郵送料金 六錢
監獄協會員ニ限リ郵送料不要

君は司法官中夙に輕妙文學を以て鳴る頃日閑地に就き曩に法曹記事其他に掲げて好評を博したる隨筆數種を増訂して之れを公にせるもの則ち本書なり其内容に就ては序文に於て某客能く之れを説明す曰く『一年有半と題して司法官試補の修習を語り三年不鳴と題して陪席判事苦心談を述ふ共に官海游泳術の難易當世役人氣質の長短を論し往々民刑裁判の善惡を説く其他常食養成誌の如き淺學下聞集の如き何れも今人修養の資料にして輕妙洒脫の文圖轉諧諷の語頗る多し云々』眞に法曹界唯一の隨筆讀書界稀に見る輕妙文籍なり敢て江湖に推獎す

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
電話番町二番※振替東京七九八三番

東京書院

申込所

麹町區西日比谷町一
電話番橋一三六八番※振替東京二五〇五九番

監獄協會

勝友叢書
第二編

迷の跡

全一冊

菊版二百二十二頁
實費郵送料共金 參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人の告白又は懺悔錄に倣ひ我國在監中四十餘名の實歷に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり
大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百九十八頁
插圖百九十五個
實費郵稅共金 三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正五年八月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區筈町二十六番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 磯村政富
東京市麹町區下六番町十七番地
同 勞舍
東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
發行所 監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京書院